

令和4年第4回定例会

麻績村議会会議録

令和4年 12月6日 開会

令和4年 12月13日 閉会

麻績村議会

令和四年 第四回〔十二月〕定例会

麻績村議会議録

令和四年 第四回〔十二月〕定例会

麻績村議会議録

令和4年第4回麻績村議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (12月6日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○村長挨拶	6
○諸般の報告	8
○請願・陳情等の委員会付託	8
○議案第1号～議案第15号の一括上程、提案理由の説明	9
○散会の宣告	12

第 2 号 (12月9日)

○議事日程	13
○出席議員	13
○欠席議員	13
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	13
○事務局職員出席者	13
○開議の宣告	14
○議事日程の説明	14
○一般質問	14

飯 森 寛 志 君	1 5
宮 川 秀 俊 君	2 9
清 水 清 君	4 5
飯 森 茂 孝 君	5 8
塚 原 利 彦 君	6 6
宮 下 朗 君	8 1
茂 木 泰 男 君	9 3
○委員長報告	9 9
○散会の宣告	1 0 1

第 3 号 (12月13日)

○議事日程	1 0 3
○出席議員	1 0 4
○欠席議員	1 0 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 4
○事務局職員出席者	1 0 4
○開議の宣告	1 0 5
○議事日程の説明	1 0 5
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 0 5
○議案第2号の質疑、討論、採決	1 0 6
○議案第3号の質疑、討論、採決	1 0 6
○議案第4号の質疑、討論、採決	1 0 7
○議案第5号の質疑、討論、採決	1 0 8
○議案第6号の質疑、討論、採決	1 0 8
○議案第7号の質疑、討論、採決	1 0 9
○議案第8号の質疑、討論、採決	1 0 9
○議案第9号の質疑、討論、採決	1 1 0
○議案第10号の質疑、討論、採決	1 1 1
○議案第11号の質疑、討論、採決	1 1 1
○議案第12号の質疑、討論、採決	1 1 2

○議案第13号の質疑、討論、採決	112
○議案第14号の質疑、討論、採決	113
○議案第15号の質疑、討論、採決	113
○議案第16号の上程、提案理由の説明	114
○議案第16号の質疑、討論、採決	115
○発議第1号の上程、質疑、採決	116
○発議第2号の上程、質疑、採決	116
○発議第3号の上程、質疑、討論、採決	117
○閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）	117
○村長挨拶	118
○閉会の宣告	119
○署名議員	121

○ 招 集 告 示

麻績村告示第47号

令和4年第4回麻績村議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月30日

麻績村長 塚原勝幸

1 日 時 令和4年12月6日（火） 午前 9時

2 場 所 麻績村役場 議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 飯 森 茂 孝 君
3番 宮 下 朗 君
5番 飯 森 寛 志 君
7番 清 水 清 君

2番 塚 原 利 彦 君
4番 茂 木 泰 男 君
6番 宮 川 秀 俊 君
8番 峯 村 賢 治 君

不応招議員（なし）

令和4年第4回麻績村議会定例会（第1日）

議事日程（第1号）

令和4年12月6日（火）午前9時開会

開会及び開議の宣告

議事日程の説明

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 村長挨拶

日程第 4 諸般の報告（議員派遣結果報告）

日程第 5 請願・陳情等の委員会付託について

日程第 6 議案第1号から第15号まで一括上程

議案第 1号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 3号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例について

議案第 8号 麻績村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第10号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 令和4年度麻績村一般会計補正予算（第6号）

議案第13号 令和4年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第14号 令和4年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第15号 令和4年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）

出席議員（8名）

1番	飯森茂孝君	2番	塚原利彦君
3番	宮下朗君	4番	茂木泰男君
5番	飯森寛志君	6番	宮川秀俊君
7番	清水清君	8番	峯村賢治君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村長	塚原勝幸君	副村長	宮下利秀君
教育長	加瀬浩明君	村づくり推進課長	塚原敏樹君
総務課長	森山正一君	振興課長	塚原貴志君
観光課長	宮下浩保君	教育次長	臼井太津男君
代表監査委員	飯森力君		

事務局職員出席者

議会事務局長	塚原優仁	書記	堀内勝
--------	------	----	-----

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（峯村賢治君） 皆さん、こんにちは。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和4年第4回麻績村議会12月定例会第1日目を開会いたします。

会議を開く前に申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大予防対策といたしまして、本定例会において、議場でのマスクの着用、手洗いと消毒液による除菌、議場内の換気の徹底、適切な距離を保つための傍聴席の制限等を行います。ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

それでは、本日の会議を開きます。

報道関係者より、撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、今期定例会の会期中の日程につきましては、さきの議会運営委員会において審議予定表のとおり決定しておりますので、報告いたします。

事務局長より、議案配付資料等の確認及び今期定例会の日程と本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎会議録署名議員の指名

○議長（峯村賢治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、麻績村議会会議規則第119条の規定により、3番、宮下朗議員、6番、宮川秀俊議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（峯村賢治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

11月4日開催の議会運営委員会において、本日6日から13日までの8日間と決定しております。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を12月6日から12月13日までの8日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日12月6日から12月13日までの8日間と決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（峯村賢治君） 日程第3、村長挨拶。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和4年第4回麻績村議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところ、全員のご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、今年も収束することなく、ここに来て第8波の感染拡大が心配されておりますし、新たな変異株に変わりつつ感染を広めており、ワクチン接種の効果に期待をしております。

さて、今年1年を振り返りますと、世界ではロシア軍のウクライナへの侵攻、北朝鮮の頻繁な弾道ミサイルの発射、中国による尖閣諸島周辺の日本海域への侵入など、危機感を感じる事柄が起きておりますし、また、国内では知床半島沖で遊覧船の沈没、安倍元首相の銃撃事件、台風や集中豪雨により各地区での被害の発生など、暗いニュースも目立った年でもありましたが、バイデンアメリカ大統領の来日、将棋の藤井聡太さんが10代初の5冠を獲得、北京五輪におきまして過去最大のメダルの獲得、サッカー日本代表、7大陸ワールドカップに出場などの明るいニュースもこうありました。

麻績村におきましては、今年は春先に心配されました凍霜被害もなく果樹などの農作物も順調に生育しましたし、また、台風や異常気象にゲリラ豪雨、集中豪雨、線状降水帯など発生し、想像を超える降雨量により河川の氾濫や土砂災害などが各地で発生しましたが、麻績村では集中的な豪雨も少なく、降雨によります若干の被害があったものの、大きな災害等なく安心をしているところでございます。

ここで、9月以降の主な事務事業の進捗状況について申し上げます。

まず、恒例行事でございますが、今年も新型コロナウイルス感染拡大によりまして、月の里収穫祭、村民運動会、敬老会などにつきましては中止となりましたが、来年はそれぞれの事業を盛大に開催することを願うものでございます。

次に、緊急車両、大型車両が入れるように改良整備を進めてきました村道高畑野口線につきましては、長年整備を進めてまいりましたが、今年度で完了予定の目鼻もつき、地域住民の皆さんの安心・安全な通行が確保できるものと安心をしているところでございます。また宮本地区内、また下井堀地区内の大型緊急車両が通行できる道路改良に向けての工事につきましても、今年度より工事に入り、計画的に進めているところでございます。

次に、上井堀地区で進めております水道施設整備事業におきましては、浄水機械の据付けも12月1日に実施され、年度内完成に向けて整備を進めておりますが、今後、より衛生的な水道を安心して飲用できるものと思われるところでございます。

次に、桑山地区住宅団地造成事業につきましては、来年度事業実施に向けて、用地測量並びに土地の購入事務等を進めております。

次に、高齢者福祉の拠点でありますデイサービスセンターみづきのLED化及び床のタイルカーペットの張り替えが終わり、利用者さんが過ごしやすい施設に向けて整備が行われました。

次に、避難施設でもあります麻績体育館のLED化につきましても、工事が始まり、年度

内には工事完了を目指して、今、進められているところでございます。

また、子育てする保護者の負担軽減を図るための各支援の充実や、高齢者に優しい施設の整備、地域商工業や地域農業の推進、また国道・県道の改良整備や治水砂防事業の促進に向けての要望活動の実施などにも取り組んでまいりました。村民の皆さんが安心・安全に過ごせる福祉村に向けて邁進しているところでございます。これもひとえに、議員各位をはじめ、村民皆様方のご理解とご支援のたまものと深く感謝を申し上げますところでございます。限られた予算の中で、村民皆様のお声を大切に受け止めまして、財源確保に努め、健全財政を維持しながら村政運営を進めてまいりたいと存じますので、格段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今定例会では、条例の改正、令和4年度一般会計補正予算並びに各特別会計の補正予算を提出させていただきます。詳細につきましては、後ほど提案理由の説明で申し上げますが、何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎諸般の報告

○議長（峯村賢治君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議員派遣結果報告について、お手元に配付しているとおりです。

その他、報告がありましたら、行ってください。

[発言する者なし]

○議長（峯村賢治君） ないようですので、これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情等の委員会付託

○議長（峯村賢治君） 日程第5、請願・陳情等の委員会付託を行います。

第4－5号 「安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善を求める意見書」の提出を求める陳情につきましては社会文教委員会に、第4－6号 「免税軽油制度の継続を求める意見書」の提出を求める陳情につきましては総務経済委員会に付託いたします。

◎議案第1号～第15号まで一括上程、提案理由の説明

○議長（峯村賢治君） 日程第6、議案第1号から議案第15号までの15議案を一括上程いたします。

議案名の朗読は省略いたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 本定例会に提出いたしました議案15件につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず初めに、議案第1号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例について、議案第8号 麻績村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を一括して申し上げます。

令和3年6月11日に地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が交付され、令和5年4月1日より施行されるため、関係する8議案を提出させていただくものです。

この施行に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務の上限年齢及び定年前再任用短時間勤務制度の導入、再任用制度の廃止と暫定再任用の特例措置など、関係する条例改正及び廃止するものであります。

次に、議案第9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第10号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を一括して申し上げます。

人事院は、令和4年8月に国家公務員の給与制度の改定を国会及び内閣に勧告をいたしました。国及び政府は人事院勧告どおり実施することとし、その改正案を令和4年10月招集の臨時国会に提出し、成立しました。

麻績村におきましても、これに準じて給与等の改正をいたしたく、関係3議案を提出させていただくものです。

議会議員及び常勤特別職の期末手当をそれぞれ0.05月引き上げ、一般職の職員の勤勉手当を0.1月引き上げのほか、30代半ばまでの職員が在籍する号俸を平均0.3%引き上げるなどについて条例改正するものであります。

次に、議案第12号 令和4年度麻績村一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

令和4年度も第3四半期を過ぎようとしておりますが、事務事業は順調に進展しております。事務事業を執行していく上で必要となりました事項について予算補正を行うものであります。

補正内容の主な点について申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

分担金及び負担金では成人式祝賀会負担金の減額を、使用料及び手数料では社会教育施設使用料の増額を、国庫支出金では民生費国庫負担金の増額を、民生費国庫補助金の減額を、県支出金では民生費負担金、農林水産業費県補助金、教育費県補助金、商工費県補助金、総務費県委託金の増額を、民生費県補助金の減額を、財産収入では土地売払い収入の増額を、寄附金ではふるさと応援給付金の増額を、諸収入では雑入の増額を、個人負担金の減額を、村債では過疎対策事業債の増額を補正計上いたしました。

次に、歳出の概要について申し上げます。

全款にわたり、人事院勧告等に伴う人件費、共済組合負担金の変動を補正計上いたしました。その主な款別内容を申し上げます。

議会費では、備品購入費の増額を補正計上いたしました。

総務費では、郵送料、システム改修委託料、施設光熱水費、ふるさと納税関係経費、電算処理委託料、県議会議員選挙費関係経費の不足額の増額を、県知事選挙費及び参議院議員通常選挙費関係経費の減額を補正計上いたしました。

民生費では、特別会計繰出金、福祉センターの光熱水費、施設修繕及び管理運営委託料、社会福祉扶助費、国庫負担金返還金、福祉企業センター通勤費補助金、保育園の光熱水費の

不足額の増額を、生活困窮世帯緊急支援事業の電算処理委託料、敬老会中止による関係経費、ひとり親以外の低所得の子育て世帯分給付金事業の電算処理委託料の減額を補正計上いたしました。

衛生費では、生ごみ処理施設の光熱水費不足額の増額を補正計上いたしました。

農林水産業費では、中山間地域直接支払事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、地籍調査業務委託料、個体数調整補助金の不足額の増額を補正計上いたしました。

商工費では、圧雪車整備消耗品、観光協会補助金、工事請負費の増額を、別荘交流会中止による食糧費の減額を補正計上いたしました。

土木費では、特別会計繰出金、県道改良に伴う地区公民館改修事業の委託料及び工事請負費、住宅関連の光熱水費、移住定住促進住宅造成事業の用地測量委託料不足額の増額を補正計上いたしました。

消防費では、消防施設の光熱水費、電話料、消火栓設置負担金の不足額の増額を補正計上いたしました。

教育費では、小・中学校ほか各施設における光熱水費、中学校のGIGAスクール関連委託料、地区公民館改修補助金、聖博物館の修繕費の増額を、村民運動会中止による関係経費の減額を補正計上いたしました。

公債費では、長期債利子償還金の不足額の増額を補正計上いたしました。

予備費においては、歳入歳出の調整を行ったものでございます。

補正額は4,960万円の増額で、歳入歳出の総額は31億2,440万円となります。

次に、議案第13号 令和4年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、県支出金、一般会計繰入金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、保険給付費不足額の増額を補正計上いたしました。

補正額は300万円の増額であります。

次に、議案第14号 令和4年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、一般会計繰入金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、公共下水道事業維持管理費、農業集落排水事業維持管理費、浄化槽整備推進事業維持管理費の光熱水費などの不足額、予備費の増額を、公債費の減額を補正計上いたしました。

補正額は120万円の増額であります。

次に、議案第15号 令和4年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

歳入では、分担金及び負担金、一般会計繰入金の増額を補正計上いたしました。

歳出では、一般管理費、維持管理費の光熱水費、施設修繕費、北山ダム負担金などの不足額の増額を、公債費、予備費の減額を補正計上いたしました。

補正額は230万円の増額であります。

以上15議案、よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 提出者より提案理由の説明が終わりました。

本日は上程のみとし、審議、採決については12月13日に予定しておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認め、議案第1号から議案第15号は上程のみとすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（峯村賢治君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

令和4年第4回12月定例会第1日目を散会といたします。

この後、全員協議会にて、条例改正、補正予算の提出議案について提出者より説明がありますので、各委員会室に移動願います。

また、全員協議会終了後、委員会において付託案件の審議をお願いいたします。

散会 午前 9時19分

令和4年第4回麻績村議会定例会（第2日）

議事日程（第2号）

令和4年12月9日（金）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

日程第 2 委員長報告

出席議員（8名）

1番 飯森茂孝君

2番 塚原利彦君

3番 宮下朗君

4番 茂木泰男君

5番 飯森寛志君

6番 宮川秀俊君

7番 清水清君

8番 峯村賢治君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（10名）

村長 塚原勝幸君

副村長 宮下利秀君

教育長 加瀬浩明君

村づくり推進課長 塚原敏樹君

総務課長 森山正一君

振興課長 塚原貴志君

住民課長 青木秀典君

観光課長 宮下浩保君

教育次長 臼井太津男君

代表監査委員 飯森力君

事務局職員出席者

議会事務局長 塚原優仁

書記 堀内勝

書記 臼井孝夫

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（峯村賢治君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員8名全員です。定足数に達していますので、令和4年第4回麻績村議会12月定例会第2日目を開会いたします。

報道関係者より写真撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

事務局長より、本日の議事日程等について説明願います。

事務局長。

[事務局長説明]

◎一般質問

○議長（峯村賢治君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者は7名です。

質問の順序は、既に配付してあります一般質問通告事項のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大予防策として、質疑時間は通常より10分間短縮して45分といたします。質問者は自席にて質問を行ってください。

それでは、順番に発言を許可いたします。

◇ 飯 森 寛 志 君

○議長（峯村賢治君） 初めに、5番、飯森寛志議員の一般質問を許可します。

5番、飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） おはようございます。

5番、飯森寛志でございます。

事前に通告いたしました麻績村内農業用ため池の危険度と防災対策について。

麻績村スポーツ推進基本計画の有無と、基本的な考え方、今後の方向性について。

麻績村内体育施設の利用状況と改善改修計画について。

以上の3つに対して、一問一答の答弁をお願いいたします。なお、各質問の要旨の項目は関連がありますので、一括答弁をお願いいたします。

まず、村長にお伺いしたいのですが、麻績村内ため池危険度の防災対策についてでございます。

村内には、農業用ため池が令和3年4月現在で42か所、防災重点農業用ため池が31か所ございます。特定農業用ため池というのは、所有者が民間のため池であり、国・県以外の団体が管理しているため池のことでございます。

近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災するケースが全国で多々起きております。また、農業用ため池は江戸時代以降に構築された施設が非常に多く、権利者が不明かつ複雑化しております。

特に麻績村の中で、ちょっと私の地域で一部ではありますが、上井堀区の農業用ため池は、堂の入1号池、2号池ともに寛政時代、1800年時代に構築されておりますし、半の木原池、これは安政2年ですね、1855年。土尾池、これは江戸中期、文化、文久等に土砂の落ち込み等があつて幾分かかさ上げ等はしておるようですが。また、赤坂の池、安政2年、これは1855年前、あと、刈敷場、これもかなり古く江戸時代中期という文献資料がございます。

このように上井堀地区だけでも7か所の古いため池、農業用ため池がございまして、各池は何回か改修ですとか、かさ上げ等を行っておるようですが、近年では補強は行っていないという資料の記載もございました。さらに、先ほど言いましたが、離農や高齢化により利用者を主体とする管理組織が弱体化して、日常の維持管理が適切に行われていない状況でございます。

そこで、ご存じの農業用ため池の所有者、管理者を把握し、適切な維持管理により決壊等

による被害を防止するため、令和元年、2019年ですが、7月1日に農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行されています。

麻績村でも、一昨年その前の年からですが、防災ハザードマップ、ため池等が県の農政部農地整備課から各地区の現状調査があったと思われませんが、この調査の内容、発表できる範囲で結構ですが、それと今後の改修と計画をお聞きしたいと思っています。

まず、要旨のほうで42か所のうち2か所、これは役場、行政の資料から引っ張ったものですが、大池と聖湖以外の40か所は管理者は各地区という状況になっております。それに対して緊急に対応すべき農業用ため池はどのくらいあるのか。また、それに対して地元管理者の負担の有無は。

また、ため池の管理に対して、民間企業のため池水位監視システムの活用はどうなっているのか。これは、人工衛星と地上に設置したアンテナを使って水位を調整するものでございます。導入に関しては、従来のシステムの3分の1に、もしくは年間で数万円程度と見込まれておりますので、このときの導入の対応をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、飯森議員さんのほうから、ため池のご質問でございますけれども、ため池につきましては、麻績村は干ばつ地帯というような形の中においては、大変多くのため池を保有しているのではないかと思います。そういったため池があることによって、水稻等の作付等においても、安心してそういった農作ができるのではないかと考えているところでございます。

いずれにしましても、ため池等については重要なため池でございますので、安全度を測定する中で、危険度の高いものから随時整備を進めているところでございます。

ご質問の詳細等につきましては、振興課長のほうからご答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきますが、質問要旨1から4、一括でよろしくお願ひしたいと思います。

まず、農業用ため池42か所のうち、村管理以外の管理者及び管理の状況につきましてお答えをさせていただきます。

管理者につきましては、ため池の受益者により組織されております水利組合等になります。

現在、ため池の管理者が変更となった場合においては、村側に連絡をいただく体制となっておりません。防災・減災が叫ばれる状況も鑑みまして、水利組合などには、今後一報をいただくよう依頼をしまいたいと考えております。

続きまして、各地区の管理状況につきましてですが、まず、村の管理施設となります大沼池（すずらん湖）でございますが、平成28年度に実施をいたしました耐震性点検で堤体の脆弱性が指摘されてございます。改修工事を行い、令和2年に完了をしております。

防災重点ため池としての位置づけがされておりますため池は、平成29年度以前は大沼池、聖湖の2か所でしたが、各地での豪雨災害・地震災害の頻発で、指定基準が見直されております。平成30年度には29か所、令和3年度には1か所が新たに指定され、合計30か所となっております。改修工事の実施基準もこの影響を受けまして、耐震性の評価、豪雨耐性評価に重点が置かれてございます。

防災工事の実施に関しましては、長野県が作成をいたしました防災重点農業用ため池に係る防災工事等維持計画に基づきまして、本年度から令和12年度までに29か所について、順次堤体の耐震性機能評価を行う予定としております。

この耐震性機能評価のほか、県営事業として行われました豪雨耐性評価の結果及び長野県のため池サポートセンターの協力の下で実施をしてございます現地パトロールの結果から、総合的に改修が必要な事項を調査した上で、費用対効果を検討し、改修または廃止の事業化を順次実施するよう計画がされてございます。

また、防災重点ため池につきましては、令和元年度から最悪の事態でありますため池の決壊を想定したハザードマップの作成を行っており、今年度をもって31か所分の作成が完了をする予定となっております。ハザードマップにつきましては、該当地区に配布をさせていただきます。

続きまして、緊急に対応すべき農業用ため池について、お答えをさせていただきます。

質問要旨1でご説明をいたしました但、平成28年度に耐震性点検で堤体の脆弱性が指摘されました大沼池につきましては、改修工事が完了しておることとさせていただきます。

ほかのため池につきましても、貯水量及び下流域への被害想定の大きさなどを加味する中で、本年度から順次耐震性機能評価を行ってまいります。その結果をもちまして、順次改修等を行っていくということとさせていただきます。また、水利需要がなくなりまして、防災上の観点からも残しておくことが望ましくないため池につきましては、廃止に向けた協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、地元管理の負担の有無というところでございますが、議員おっしゃるとおり、日常的な管理につきましては、水利組合で行っていただいているというところでございます。

村としましては、防災上の観点から、耐震性機能評価、豪雨耐性評価、ため池サポートセンターとの協力によりますため池パトロールを引き続き行ってまいりたいと考えております。その結果、改修等が必要であれば、順次進めてまいります。

日常的な維持管理につきましては、大変な労力が必要な上に組合員さんの高齢化、減少等々、さらに負担が生じるものと考えますが、引き続き適正な管理をお願いするところでございます。

続きまして、民間企業のため池水位監視システムの活用という部分でございます。

まず、現在の状況をご説明申し上げたいと思います。

村内で稼働しております長野県のため池監視システムとなります。貯水量と決壊時想定被害規模が大きいと判断されました聖湖、大沼池の2か所に設置がされてございます。このシステムは、ため池の適正な管理と、大雨時や地震発生時の安全かつ速やかな点検を行うため、長野県が考案したシステムとなります。設置した水位計と監視カメラ、静止画でございますが、この情報はクラウドサーバーへ集約がされまして、パソコン、スマートフォンから確認ができるものです。この情報はどなたでもご覧いただけます。接続方法は、村のホームページに掲載してございます。

また、全てのため池ではございませんが、台風などによりまして水位の上昇が見込まれる場合は、担当者から事前に管理者に連絡を取る中で、水位を下げさせていただく等々の対応をいただいております。引き続きお願いするものでございます。当面は、耐震性の機能評価、豪雨耐性評価、ため池パトロールを行い、必要があれば改修を行うことを優先したいと考えております。

特定企業が提供しますサービスの活用につきましては、現時点では考えはございませんが、今後必要に応じまして検討してまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） ありがとうございます。

なかなかため池の管理というのは大変だとは思いますが、実際水位監視システムに関しては、麻績の中の大きな池ということでございましたが、各地区それぞれ非常に大切なため池

もございますし、危ないため池もございます。できるだけ全部の池とは申しませんが、主要なため池については、このようなシステムをしっかりと構築していただいて、住民、村民の安心・安全の暮らしを守っていただけるようお願いしたいなと思っております。

また、今回はため池は防災関連でちょっと私、焦点を絞ってやりましたが、またちょっと時間を置いてやろうと思っておりますが、同じため池でも水田に使っている部分も多々ありますので、農業関係でのため池の利用ですとか、あと、今やっております水路関係等々も関連してきますので、この件に関しましては、また後日質問させていただこうと思っておりますので、その節はよろしく願いいたします。大変ですよ、ため池はね、この小さい村で42か所というのはちょっと大変かなと思っております。

すみません。次、2番目へまいります。

麻績村スポーツ推進基本計画の有無と、基本的な考え方、今後の方向性についてでございます。これは、主に塚原村長、もしくは加瀬教育長さんになるかと思っております。

当村は、今後さらに高齢化、村民の減少が顕著になっていく現状でございます。村民が健康に生活していくために、体の機能がしっかりと担保されていないと、村運営にも大きな影響を及ぼすと考えております。

昨年、東京オリ・パラ大会が開催され、また、長野県では以前に昭和53年、1978年ですが、やまびこ国体が開催され、そのさらに五、六年前には、この国体のために競技のレベルアップをするために運動系の強化が行われたと、私は記憶しております。

令和9年（2027年）には、長野県で第2回目の第82回国民体育大会、第27回全国障害者スポーツ大会が50年ぶりに開催されます。そこで長野県では、平成30年から令和7年の10年後を目指す姿として、10年後の目指す姿を見据えた前半の5年間の計画に取り組む施策を明らかにした第2次長野県スポーツ推進計画がございます。これは、国のスポーツ基本計画第2次から参酌して地方の事情に関する計画を定めるよう努めるよう規定された地方推進計画です。

そこで、1つお伺いします。国の第3期スポーツ基本計画、県の第2次長野県スポーツ推進計画と麻績村の運動計画、スポーツ推進についての連携はどうなっておりますでしょうか。また、高齢者・障害者スポーツ・競技スポーツの位置づけは、村内ではどうなっているのでしょうか。スポーツ教育、指導者の育成計画、当然必要になってくると思えます。

以前では、当村でも聖高原マラソン、村内駅伝、体協主催の球技、陸上大会等々が開催されておりました。競技スポーツが盛んに行われていましたが、今ではレクリエーション的な

スポーツに変わってきているように自分は感じております。ただ、個人的には剣道ですとか競技スキー、自転車等で活躍されておられる方はおりますが、村としての全体での支援等々はどうなっていますでしょうか。

また、前回、塚原議員が質問いたしました、中学校の部活活動においてでございます。これには地元の協力がさらに必要になってくると言われておりますので、この連携はどうなっておりますか。

また、今、麻績村のスポーツ推進委員会の活動内容と任命基準をまとめてお答えできればありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） それでは、ただいまのご質問について、私のほうからお答えをさせていただきます。というふうに思います。

まず、国・県の第3期というふうになるかというふうに思いますけれども、スポーツ基本計画との麻績村との連携ということでございます。

国におきましては、議員ご指摘のとおり、本年度から、令和4年度から8年度まで後半の5年間ということになりますけれども、取り組むべき第3期のスポーツ基本計画が策定をされたところであります。

長野県におきましては、平成30年度から令和4年度まで、本年度まで第2次の長野県スポーツ推進計画が現在推進をされているところであり、これで国の計画を受けて、次年度、第3期の長野県スポーツ推進計画が策定されると、後半の部分になりますけれども、というふうにお聞きをしているところであります。

麻績村におきましては、これまでスポーツ推進計画等につきましては、策定をされておられません。しかし、人口減少や高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症拡大によるスポーツ活動の制限などによりまして、スポーツを通じた地域の活性化や健康の保持増進など、スポーツの価値が改めて確認をされている現状かというふうに思っております。こういった中で、誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる環境を整えるため、そういった計画や取組が必要であるというふうに認識をしているところでございます。

今後、社会状況の変化や県の次年度の動向を確認しながら、村といたしましても国、あるいは県と連携をして推進計画等の検討をしてみたいなというふうに考えているところでございます。

さらに、高齢者スポーツ等に関わって、高齢者・障害者のスポーツ等に関わってござい

ますが、スポーツに取り組む多様な主体が自己実現を図り、スポーツを通じた地域の活性化や、あるいは健康の保持増進に資することができるよう、高齢者、あるいは障害者スポーツ、そして競技スポーツを含めてスポーツの機会を創出していくこと、スポーツを通じた共生社会の実現に取り組むことが非常に必要であるというふうに感じております。

今後長野県で策定をされる第3次の長野県スポーツ推進計画に合わせまして、高齢者・障害者スポーツ並びに国体を見据えて競技スポーツにつきまして重要に捉え、麻績村としても取組をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

さらに、スポーツ教育、スポーツ指導者の育成ということでございますけれども、文部科学省では、教育的価値の高いスポーツ教育の取組について、令和5年度から中学校の運動部活動を地域に移行するというを段階的に実施しています。令和7年度末までに地域におけるスポーツ環境の充実等整備を図り、子供たちから大人までが参加をすることができるスポーツ環境の構築を目指して、スポーツを通じての教育に力を入れているところであります。

本年度、麻績村におきましては、長野県教育委員会スポーツ課より、部活動の地域移行推進事業の委託を受けまして、地域のスポーツ環境の充実と整備、そしてスポーツを通じての教育、指導者の育成等の取組が始まったところでございます。新型コロナウイルス感染症の影響がありまして、なかなか計画どおりに活動ができないという状況がありますが、何とか令和7年度までには、新たな活動として部活動が地域に移行をしていくということができるように準備を進めてまいりたいなというふうに思っているところであります。

次に、スポーツ推進委員の活動内容、そして任命の基準につきましては、教育次長よりお答えをさせていただきます。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） 続きまして、スポーツ推進委員の活動内容、あるいは任命基準についてお答えしたいと思います。

昭和59年に制定された村のスポーツ推進委員規則では、委員の職務として、住民のスポーツ振興に関して実技指導や組織の育成、スポーツ行事への協力等、様々な職務を行うようになっております。

スポーツ推進委員の任命基準につきましては、村の規則のほうでは定められておりませんが、現在の委員の方の任命においては、広くスポーツに関して知識や技能をお持ちで、かつ住民の方に様々なスポーツを提案・推進していただける方などを任命する際の基準としております。規則の定員数は7名となっておりますけれども、現在の推進委員の方は30代か

ら40代の4名の方であります。

コロナ禍において、住民の方のスポーツ実施体制が限られてきてしまっているのは大変残念なことではあるんですけども、その中で可能か、あるいは実施方法などの助言もいただいております、過日実施されました全国体力運動能力テストの際におきましては、ご自身はもとより広く村民の方に周知をしていただきまして、多くの方々に参加していただき、村の運動能力データの収集にも尽力していただいたものでございます。

今後、コロナ禍が継続していく中、また、部活動の地域移行が進む中で、地域のスポーツ環境というのは大きく変化していくことが想定されます。そのような状況の中でも、スポーツ推進委員の方の存在と職務という部分は非常に重要なものであるかと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） ありがとうございます。

私もしばらく郷里から離れておりまして、学生時代はかなりスポーツ盛んな地域であったという記憶があったのですが、戻ってくると、当然のごとく高齢化、それと少子化ということで、村内のスポーツの熱がかなり下がっているのではないかというふうに感じておる次第でございます。

ちょっとここで要旨には載っていませんでしたが、今現在の体協の活動しているスポーツ種類は何件ほどございますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） ただいま麻績村の体育協会の質問でございます。

現在、麻績村の体育協会につきましては、7つの部があり、加盟団体として10の団体が加盟されておるところでございます。また、残念ながらコロナ禍の影響や人数不足によりまして、幾つかの競技部においては活動が中止になっているという部分であります。ほかの部や加盟団体においては、郡内や中信地区への大会の参加も積極的に行っている部、あるいはジュニア世代の育成に活動の中心を置いている部もあります。

具体的に部の名称もあったほうがよろしいでしょうか。——はい。

部としてあります部分につきましては、家庭婦人バレー部、男子ソフト部、スキー部、野球部、剣道部、ゴルフ部、バドミントン部ということになっておりまして、加盟団体といたしましては、少年剣道クラブ、体協スキー部ジュニア、ナイターソフトボール連盟、ミニバレーボール連盟、ソフトバレーボール連盟、ゲートボール愛好会、マレットゴルフクラブ、

筑北クラブ、これは中学の野球になります。筑北バレーボールクラブ、バスケットボールクラブということになっております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） ありがとうございます。

世間のスポーツ環境がかなり変わってきていると思いますので、大分スポーツの状況も変わってきているかなと思います。なかなか盛んにできない部分ではあるかと思いますが、健康で生活していくためには、できるだけ体を動かすということが大事かと思うので、スポーツの普及推進にはしっかりとした計画、国・県の計画もございますので、沿っていただければと思います。

それでは、それに付随する施設に関してでございます。麻績村内体育施設の利用状況と改善改修計画についてお尋ねいたします。

現在、村内にある体育施設は、スキー場が1つ、グラウンドが2つ、テニスコート、体育館が2つ、これ体育施設と言っているかどうかは分かりませんが、トレイルランコースが2コース、マレットゴルフ場が1つ、ゲートボール場が1つということで、ゲートボール場に関しましては、体育施設というものか、福祉施設というもので分けられると思いますが、国の中の割り振りというか分けに関しては、ゲートボール場は体育施設ということに位置づけられておりますので、そのように今回はお願いいたします。

かなり各施設とも古く、スキー場開設が昭和40年、総合グラウンドが昭和56年、平成16年に照明器具の改修等行われておりますが、聖高原の運動場については、昭和60年、平成24年にフェンスが改築、増設されております。総合グラウンドについては、昭和56年の建築で、平成17年水洗化で、今年度LEDの設置等がされております。スキー場に関しては、リフトの改修ですとか、一部コースの改修等が行われておりますが、あまり大きな改修等々が行われていないのではないかと考えております。

特に管轄は違うんですが、聖高原の体育館等におきましては、冷暖房が今はどこの体育施設も冷暖房完備ではありますが、壁は薄く天井は1枚板、更衣室はなくというような、耐震設備もないというような部分で運営されておるかなり古い設備がございますので、このような体育施設について、どのように改修していくか、または廃止していくのかをお聞きかせ願いたいと思います。

その趣旨としましては、コロナ前の各体育施設の利用状況、各体育施設の改修計画につい

て、空調ですとか客席の位置、床・壁等々の改修、照明器具について、また、利用頻度を増やすための各団体への合宿利用についてのアピール。

それと、麻績村の体育施設については、かなり総合的などという考え方でつくられている施設が多いと思います。できれば今後、何々用というような専科に沿った体育施設の運用ですとか、あと、体育館については運動補助設備、ジム等の設備が必要ではないかなと考えております。

また、宮本の上のほうに八十二銀行の運動場がございます。これについては、村内等々で利用できるかどうか。利用した場合の料金ですとか、あればと思います。

また、スキー場は昨今、県内でも利用料金が約10%値上げするという報道もございます。麻績のスキー場に関しては、どのようなお考えを持っておられますでしょうか。

また、利用施設の条件としては、いろいろあると思いますが、まず施設ありきで利用される方が今は多いのではないかと思います。更衣室、シャワー室、トイレ、ミーティングルーム、トレーニングルーム、空調等がしっかりと設置されているところが最優先で利用されると考えておりますが、いかがでしょうか。お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 白井教育次長。

○教育次長（白井太津男君） それでは、まず私のほうから、コロナ前の各体育施設の利用状況ということでかいつまんでご説明をしたいと思います。

説明につきましては、グラウンドと体育館が中心になることをご了承ください。利用につきましては、利用団体別に人数等コロナ前は数えるということとはしておりませんので、利用種目や利用団体、利用頻度というようなお答えになりますけれども、ご了承いただければと思います。

まず、総合グラウンドですが、土日に高校の野球部等を中心に利用されておりました。シーズン中には、月に2回から多いときには毎週という形になっております。平成30年度末に内野の土を約600万円の事業費で入れ替えたこともありまして、以降、練習グラウンドとしての活用という部分で増えております。

特に、長野県内初の高校女子硬式野球部として発足した松本国際高校は、当初から麻績のグラウンドを練習場所として利用していただいております。新聞・テレビ等でも紹介された部分がございます。そのほか県内企業の福利厚生活動や中信地区の軟式野球部の練習、あるいは練習試合に利用されております。いずれも土日の利用ということになっております。

ナイターの利用でありますけれども、ナイターソフト連盟がリーグ戦を行っていた際は、

土日の夜間に利用がありましたが、現在はグラウンドのナイターという部分の利用はなくなっている部分でございます。

次に、体育館の利用であります。平日夜につきましては、体協のバレー、バドミントン、それからリーグ戦を含めたソフトバレー、ミニバレーなどのように毎日のように利用されておりました。平日の夕方は小学生のミニバスケット、中学生の社会体育でのバスケットなどが週3回程度ということで利用されております。

加えて、令和以前までにつきましては、県内のプロバスケットチームであります信州ブレイブウォリアーズが毎週金曜日にアカデミーを開催しておりましたので、村内はもとより、遠く安曇野市のほうからも通う方がいらっしゃいました。現在は残念ながら、チーム事情でアカデミーの実施は実施されていないところであります。

それから、剣道場におきましては、空手やダンス等という部分も行われております。あと、体育館につきましては、7月から8月という部分については、シェーンガルテンや戸倉上山田温泉の宿泊施設から、バスケやバレーなどの夏季合宿場ということで、平日も数多くの利用があります。

特に体育館につきましては、2階に観客席が設置されていることから、県内の中心で、また、インターがあるということ、加えて以前からウォリアーズとの関連もあったことなどで、比較的バスケット等で規模の大きなジュニア大会等にも利用されていたところであります。この体育館利用は現在も続いておる部分でございます。大会の開催時には、グラウンド上に整備しました駐車場が満車になるというようなことも今もコロナ以前もあったという部分でございます。

あと、マレットゴルフ場につきましては、コースも増設いたしまして、今後クラブを中心に利用されているというところでございます。

利用につきましては、以上であります。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） それでは、各施設の大規模改修等々に関することにつきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、麻績村体育館につきましては、現在照明をLEDと交換する工事、そして、それに併せまして天井を覆っている防護の枠ですね、これも取り外すと撤去の工事を今実施しているところでございます。来年3月末に完成の予定でありますけれども、それまで使用ができないという状況が続いているところでございます。

しかしながら、LED化にすることによりまして、体育館のほうにつきましては大分快適に使用していただける。現状なかなかつけてもつかないというような状況がありますので、快適な使用になるのではないかなというふうに思います。

LED化以外の整備等につきましては、空調の設備等をはじめ、そのほかの改修につきまして、現在のところは計画をまだしていないという状況であります。状況的に大分古くなってきておりますので、現在のところ保守管理が中心というような形のものでありますので、特にご指摘のありました聖高原体育館につきましては、本当にいろんな設備がついていないという状況でありますけれども、現状のところでは、まだ大規模な改修ということにつきましては計画はしていない状況でございます。

続きまして、各施設の利用頻度等を増やしていくということでございますけれども、麻績村体育館につきましては、既に改修工事終了後の利用につきまして、幾つかの団体からもう問合せが来ている状況でございます。今後、調整会議等によりまして利用団体を決定していくということになりますが、先ほどもお話がありましたとおり、長野県では2027年に2巡目の国民体育大会、これからは国民スポーツ大会という言い方になるかというふうに思いますが、開催をされるところであります。

各競技団体では、そのための強化学業が本年度あたりから予算がついて、ようやくスタートをしたという状況でございます。麻績村につきましては、競技の開催地ではございませんが、事前の合宿や強化練習等々の会場として利用していただけるように、各競技団体へ県スポーツ協会を通じて呼びかけを行ってまいりたいなというふうに思っているところであります。こういった取組が今後の麻績村のスポーツ振興につながってくるとありがたいなというふうに考えているところであります。

続きまして、各施設の専門化、何々専用というような形かというふうに思いますけれども、現段階では、各体育施設を専門的にというような特に体育館、あるいはグラウンド等もそうなんですけれども、何々用、何々用というような形では考えていないところであります。

基本的には、どの種目にも対応できるようなオールラウンドの体育施設にしておくことは大事かなというふうに思いますし、村民の利用、村外からの利用等につきましても、そういった意味では利便性が高くなるというふうに思います。第3次の長野県スポーツ推進計画の内容自体またこれから見ていくわけでありましてけれども、そういった内容に対しても柔軟に対応できる、あるいは国民体育大会を控えた各種目の利用等についても柔軟に対応できるかなというふうに考えておりますので、現段階では特にそれぞれの施設の専門化というような

ことでの計画はしておりません。

それから、体育館のほうに運動の補助設備、ジム形式といいますかトレーニング施設等になるかというふうに思いますけれども、その設置ということでもありますけれども、これも体育館のジムの形での利用ということは現在のところ考えておりません。

やはりトレーニング器具の使用等につきましては、専門的な知識を持っている専門家の指導の下で実施をしないと、やはり危険であったり事故につながる可能性がありますし、専門家の指導がないと、トレーニング効果が上がらないというふうに認識をしているところでございます。

今後、県教育委員会スポーツ課、あるいは県体育センター等の支援を使って、ウォーキングなど有酸素運動的なものの研修だとか講習会等を開催して、村民の健康の増進と体力の向上に向けた取組を研究していきたいというふうに考えているところでございます。

八十二グラウンドの利用につきましては、次長のほうより答弁をさせていただきます。

○議長（峯村賢治君） 白井教育次長。

○教育次長（白井太津男君） それでは、ご質問の八十二グラウンドにつきましてお答えしたいと思います。

このグラウンドにつきましては、長野自動車道の一本松トンネルの残土処理により整備されたものでありまして、現在は、八十二銀行の本店のほうに管理部署があります。当グラウンドにつきましては、当初より第三者が利用することという想定をしていないということで、それは現在においても変わらないということでもあります。ゆえに利用に当たっての料金設定もないということでもあります。

ただし、全く利用が出来ないということではなくて、地域の要望、あるいは他団体等からの継続的な利用要望があった場合は、その申出について個別に対応するという事をお聞きしております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、先ほどゲートボール場ということが出たものですから、住民課管轄でのゲートボール場の関係で、要旨1についてお答えしたいと思います。

実際ゲートボール場というふうに言われているのですが、こちら正式名称は「麻績村室内スポーツ広場」ということで、目的につきましては、地域振興及び健康増進に付するための施設ということになっております。建築年が平成4年でございますので、その当時ゲートボ

ール人口が多かったということで、そこで雨が降っても、そのように皆さんが健康で運動できるようにという目的でゲートボールを始めた方が多くそちらを使用されていて、愛称として「ゲートボール場」というふうに呼ばれているというふうに認識をしているところでございます。

人数につきましては、今現在はコロナ前もコロナ後でも大きな変化はないというふうに把握しているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） それでは、私のほうから、聖高原の体育施設の関係につきまして申し上げます。

先ほど教育長の答弁にも若干ございましたが、聖高原の体育施設につきましては、体育施設と位置づけてございますのは、運動場、体育館、テニスコート、3施設でございます。それぞれ聖高原の体育施設につきましては、主にファミリー、グループが中心の利用となります。

スキー場というお話もございましたが、聖高原につきましては、体育施設、スキー場も含めて様々な施設がございますので、整備につきましては、全体的に整備をしていくというような必要があると考えております。

また、スキー場の利用料金というご質問がございましたが、利用料金につきましても、利用者が利用しやすいような料金体系ということで今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森寛志議員。

○5番（飯森寛志君） ありがとうございます。

いろいろ設備に対しての改修については、卵が先か鶏が先かの論法になって、利用者があるのか、お金があるのかというようなことになってくると思いますが、先ほど申し上げたとおり、今は施設の充実が利用者の増大になっているというのが現実でございますので、利用者のためにも、できるだけ早く施設の改修等々をできればお願いしたいなと思っております。

長くなりました。これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（峯村賢治君） 5番、飯森寛志議員の一般質問が終了しましたが、ここで塚原振興課長より、質問要旨1に対しましての再答弁の申出がありましたので、許可します。

塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） 大変申し訳ございません。

先ほどお答えをしました防災重点ため池の数でございますが、答弁の中で、平成30年度に29か所、令和3年度に1か所が新たに指定され、私、「30か所」と申し上げましたが、その前に29年以前に大沼池、聖湖の2か所という部分がございます。「合計32か所」という形になりますので、訂正をお願いいたします。

申し訳ございませんでした。

○議長（峯村賢治君） 5番、飯森寛志議員の一般質問が終了しましたが、やはり先ほど質問事項におきまして関連質問がございましたが、質問通告事項に従って質問をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

◇ 宮川秀俊君

○議長（峯村賢治君） 続きまして、6番、宮川秀俊議員の一般質問を許可します。

宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 6番、宮川秀俊です。

さきに通告しました4点について、一問一答でお願いします。

まず、1点目、新型コロナウイルス感染症再拡大について伺います。

国内での新型コロナウイルスが初めて確認されたのは、2020年1月であります。間もなく3年目を迎えようとしている状況です。そして2月には大型クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号が寄港した際、その中で集団感染がありまして、こちらはテレビ映像で何度も放映されたので、当時の記憶を思い出す方もいらっしゃるかと思います。

現在日本では第8波と言われており、ワクチン接種が進められてはおりますが、なかなか感染者数の減少には至っていない現状であります。感染者の増大により、身近でも感染のリスクが高まっていることへの不安があります。医療現場の逼迫、発熱外来の混雑など報道されております。このようなとき、私が耳にしたわけではありますが、村民から疑心暗鬼になっているんだとの声が聞かれました。

そして、要旨1です。まず、事実関係についてお尋ねをいたします。

公共施設における職員等による飲食・会食が行われたのは事実なのでしょうか。また、それが事実であれば、日時と出席者数について伺います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） ご質問につきまして、私のほうからお答えをしたいと思います。

ご質問にございました親睦会につきましては、新型コロナウイルス感染につきましても、第7波が減少に向かい、国や県におきましても、感染に気をつけながら地域経済を優先し、行動制限などの対応は取らないとのことでもございましたし、また、全国旅行支援が始まりまして、それぞれの都道府県におきましても、独自の支援策を打ち出していた時期でもございました。

国におきましても、インバウンドの需要に向けて入国制限を撤廃し、入国前の検査や入国後の待機についても、ワクチン接種の証明書を所持していれば不要となるというような時期でもございましたし、海外から多くの観光客等が入国可能となりました。長野県におきましても、旅行支援策はもとより、G o N A G A N O 観光ナビゲートセンターの開設など、長野県への誘客の推進を始めるなど、大きく落ち込みを見せていた地域経済の早期回復に向けて各種事業の推進がされつつありました。

今回の質問の親睦会につきましては、これはあくまでも有志によるもので、特に地域の農業や商店等の停滞気味な状況を鑑み、幾らかでも消費の拡大につながればと、企画をされたものと聞いております。地域消費につながればということで、私も参加をさせていただいたところでございます。

実施された日時につきましては、10月28日に夕方6時からというようなことでもございますし、参加者については、二十数名というような形の中で行われたということでもございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 10月28日でよろしいですかね。——はい。

今、村長おっしゃられたように、確かに行動制限も出されていないわけですし、飲食は禁止を求めるものでは、私はありません。職員の日頃のストレス解消や横の部署のつながりもあろうかと思いますが、ただ県内の感染状況を見ると、7月から8月の第7波、今おっしゃったように落ち着いてきました。そして、成人式に代わる二十歳の集いも懇親会は中止をしましたが、実際行われたわけです。一旦は、医療警報はその時点では解除されました。

しかしながら、新規の感染者数は再び増加傾向になってきました。10月20日に県の対策本部より、医療警報が発出されたわけであります。感染者数においては、10月が週の累計ですけれども、4,933人、それから、10月1週ごとに増えてまいりまして、行われた10月24日の週においては8,098人となっております。ちなみに、10月28日の感染者は1,169人と公表

されております。

その後、11月4日ですが、感染警戒レベル5が発出されました。ラジオ、テレビ、新聞等で見ますと、地図の中では真っ赤になっております。ウイルスについては、当初言われておりました飛沫と接触感染から、現在は空気感染だから、手洗いよりも、むしろ換気を十分に行うべきとの提言もあります。その際に、行われた際に場所がどういうところであったか、私は分かりませんが、3密回避、あるいは換気が行われていたとはちょっと思えないですね。

そこで、今、商工会のほうからも、いろいろコロナに関しては村内の飲食店を利用してくださいと、いろいろ支援の要請もあったわけですが、なぜ村の交流センターを使用したのか。村内の飲食店を利用して、私は、グループごとにやっていただければ、何らこういった問題はなかったと思うんですが、その点、改めて開催の時期やその場所ですね、問題はなかったのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 企画されたのが有志ということで、開催した趣旨等はお聞きしましたが、場所いろいろな部分については、開催された企画された皆さん方が考えて実施をしたというようなことでございます。

今、ご意見のご質問のありました本当に地域の飲食店等については、大変コロナというような形の中、また、利用する方が敬遠をしているという形の中では大変売上げが減少してきているという状況の中で、今回の行動制限が制約されないと、地域経済を重点的に考えるという国・県のそういった姿勢の下に、今ようやくそういった飲食店等についても、5割、6割という形でも収入も戻ってきたというお話も聞いております。

役場の職員の中にも、やはり今日の朝礼でもお話をしたんですけども、そういった中で月に一度、あるいは週に一度ぐらいは食堂を利用する中で、昼食等を取っていただければというようなことでもございましたけれども、今日、職員の中からこういったことで、どここの食堂へ行ったけれども、いや、メニューが全然違うよと、大変増えていると。また、大変現代的になってきているというように、それぞれの飲食店においても必死でですね、今実情ではないかと思っています。

役場においても、課単位のそういったものについては、気心の知れた仲で地域飲食店の活用をというようなことも常々お話をしておりますし、個々の部分についてもそういった形で、もう職務上、あるいは自分の生活の中においてご利用いただければというようなことでお話

をしているところでございます。

そういった中で、その親睦会については、企画が有志の皆さん方によって企画されたこと
でございますので、実際的なその別荘等の詳細等は分かりませんが、ただ地域の農業
振興に向けて、地域の食材を活用して簡単にというような形の中で親睦会が開催されたとい
うことでございますので、そこら辺のところの部分につきましては、お酌み取りいただきた
いと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 最初申し上げましたとおり、別に飲食は、私は禁止する必要はないと
思います。これから忘年会、新年会シーズンになりますので、職員の皆さんは、ぜひ村内の
飲食店のご利用をお勧めしたいと思います。

それで、要旨2のほうに移りますけれども、リスクマネジメント・危機管理体制について
お伺いします。

1つは、今当日、村長も出席されたということでありまして。副村長以下課長の皆さんも当
然出席されたと思いますが、その職員の中、一般職を含めて、そういったことに対して見合
わせをするべきではないかとの意見は出なかったのかどうか。また、今は自治体ごとの感染
者数の発表がなくなって、危機意識が薄れているのではないかという点が1点。

それから、2点目として、10月21日からオミクロン株に対応した2価ワクチン接種が始
められております。先ほどおっしゃられた10月28日も、午後保健センターで接種がされて
おります。そういった業務への職員の配慮、いろいろ苦慮されているとは思いますが、そう
いったことをかえさずにやっていて、職員の中からノーと言える人は出なかったのかどうか、
その辺も気になります。

今回このようなウイルス感染拡大への対応として、感染者に対する個人情報保護や差別
防止も含めて、住民から信頼される組織であってほしいと思いますが、例えば危機管理とし
ては、台風だとか地震とかいった大規模災害、目に見えるものについては危機管理体制、初
動態勢というのはしっかりしております。

しかし、見えないコロナウイルスに対して、職員個々がどれだけじゃ危機意識を持ってや
っていたのか、村民にはなかなか伝わりにくい。まして、今、村内にうわさとして広まって
いることは、その飲食をやったことによって、役場職員の中でコロナウイルスの感染が拡大
しているんじゃないかとさえ言われておりますが、このリスクマネジメント、危機管理体制

はどうなっているのか、お聞きします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 私のほうから一言ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、役場における新型コロナウイルス感染症の予防につきましては、入り口での手指消毒の実施、カウンターへのアクリル板設置、1日3回窓を開放しての換気の実施など、感染防止対策を行っているところでございます。

職員におきましては、毎日の健康チェックをし、体調がよくない場合には出勤をせず、状況によりかかりつけ医などに相談するようというところで指令をしているところでございます。また、職員の感染が確認された場合には、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しまして、情報の共有、今後の対応などについてその都度協議を行うとともに、感染が確認された職場内においては、共有により接触した箇所などを中心にアルコール消毒を実施して、二次感染の対策を実施しているところでございます。

また、村としては、個人的にプライベートな部分については、それぞれ把握をしておりますが、あくまでプライベートなものについては、個人の判断に任せている状況にあります。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） ちょっと質問の趣旨と違った答弁でありますけれども。

私は、例えば職員が感染だ、陽性だと分かって同じフロアで働いている職員のほかの皆さんが、例えば私は、じゃあの人が感染したから、私は検査キットでちょっと調査してもらえないかといったところ、何かこれは定かなものではありませんが、そんな必要はないと上司から言われたというようなことも耳にしております。もっとこういったことに関しては、皆さん幹部職でありますから、ちょっと危機管理を持ってやるべきではないかと思っています。

時間もあれですので、要旨3番目に移りますが、検査キットですね、県からの抗原検査キット配布の有無について、備蓄はあるのか。また、希望者への配布を考えているのか、お尋ねします。

8月に県より配布された自治体があります。村へはどこほどのくらい来たのか。感染者数の高止まり、医療現場の負担軽減を目的としたネット販売の解禁もされております。また、近隣市町村においては、無料で抗原検査キットを配布という記事も載っておりましたが、村の考えについてお伺いをいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 先ほど職員の感染予防に対するキットの使用ということで、個人の職員が不安だというような形の中で、上司がそれを拒んだというようなお話でございましたけれども、実際的にはいろいろと職員の中で濃厚接触者、あるいは不安を抱える職員については申し出よと、そういった形の中ではしっかりとした検査をする中で、安心する中で職務を遂行してもらいたいという形で常々申し上げておりますので、そういった上司が、おまえ、やらないよというような、そんな対応は多分ないと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、私のほうからは、8月に県から希望調査が来ました抗原定性検査キットの配布希望調査についてお答えいたします。

こちらにつきましては、本年8月に長野県健康福祉部のほうから照会がございました。その際に、配布窓口開設の実施を村で検討するに当たりまして、県のほうから次のような確認事項がございました。

1つ目といたしましては、配布対象者が有症状者であること。

2つ目といたしまして、有症状者と対面受渡しが想定されるため、配布する職員に感染する相応のリスクがあること。

3つ目といたしまして、感染防止対策の徹底として、配布する職員の防護具の準備、着用及び着脱方法の徹底をすることというような記載がございました。

さらに、配布希望者の重症化リスク判定のための問診が必要になるものですから、問診をする職員の感染リスクが高まると判断したため、8月の希望調査につきましては、配布の希望をしませんでした。

あわせて、村内におきましても、その時期は陽性者が多くなり始めていた時期でもございまして、それに伴って地元医療機関への負荷の懸念に加えまして、村内の処方箋薬局で、長野県ワクチン・検査パッケージ定着促進等事業というものが実施されていて、処方箋薬局で無償で検査キットを配布するというような形の事業が今も続いておりますが、それがあったものですから、その各検査実施機関が確保されていたということもありまして、配布を行わなかったという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） そうしますと、在庫は全くないわけですか。それから、これから配布する考えもないということでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） 今現在、こちら村として非常事態、何かあったときのために、抗原検査キットを80本は今現在備蓄はしている状態でございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） もう一度お聞きしますが、その80本というのは、村として役場に在庫があるわけですか。それから、無料で配布するという考えはお持ちではないのですか。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） 今現在、結局既にコロナが蔓延してから数年たっています。ここで今検査キットを配布するとしたら、個人で既にお買われて検査キットを買われた方と、今まで買ってなくて無償で配布された人との、そこで公平性が失われるという形でございます。

あと、あわせて村内の薬局では、無症状者及び濃厚接触者でない方で感染の不安がある方に対しては、薬局で抗原検査キットを無料で実施をしているという手段がございますので、そちらをご利用いただきたいと思います。こちらは、実施日は月曜日から土曜日までやっているものですから、こちらのほうで、ご自身で自分の身は自分で守っていただくというようなお考えで対応していただければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） ちょっと違うんじゃないかと思います。私はこの間、村内の薬局で有料で抗原検査キットを手に入れました。

それで、社協の峰田事務局長にも、この質問の前に確認をしましたところ、社協へは県から配布があったと。また、足りない分については、ルートがあって、社協独自でそちらで購入しているというお話を伺いました。

村としては、そういう政策を取ろうという考えは持ち合わせていないのですか。

○議長（峯村賢治君） 答弁を求めます。

塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） いろいろと関係機関でそういった検査等の実施がされているということでございますし、村として緊急を要する場合、避難をされた人たちのそういった部分につ

いて対応というような体制の中で、80から100ぐらいをストックしているということがございますけれども、実際的に全村民にそのキットを配るとするような考え方は、現在のところはないところでございます。多くの中でそういった要望等もあれば、今後検討をというようなことでございますけれども、現状では今考えておりません。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） ちょっと私はがっかりしました。ほかの近隣の市町村で行われていることが麻績村ではできない。じゃ、それは予算的なものなのかと。じゃ、1個幾らするのか。それを計算して、住民1人当たり1個、せめて配布するようなことを考えていただきたい。村に80個あって、ただ在庫として置いてあった。職員も使えない、住民に配布もできないような村政では困ります。これは何とか考えてください。

それで、もっとキットの話をお伺いしますが、キット検査陽性になると、自己検査で登録するようになっていきますね、小学生から64歳。でも、それはキットがなければ、どうやって自己診断するのですか、物が無いわけで。

それから、県のホームページに、住民税非課税世帯の方、就学援助の認定を受けているご家庭の小・中学生は、ウェブ申請により抗原定性検査キットの配布というのが載っています。こういったことは、住民課として、例えばコロナでいろんな支援金を出す際に、こういった世帯の方にも、こういったものを一緒に出してあげることがよほど親切な行政だと思いますが、その点はいかがですか。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） 今ご指摘いただきました件につきましては、こちらでまた再度検討、関係課と確認しまして、今後どのように進めるかということで協議したいと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 何回もしつこく言いますけれども、村長はやる気がないとおっしゃられましたので、なぜ麻績村はできないのか、また後々明らかにしてもらいたいと思います。

それでは、2番目の質問にいきます。

2点目は、食肉処理施設の応募について、これは要旨1・2一緒にお答えいただいても構いません。

まず、食肉処理施設応募について、1点目は、村民周知の在り方として果たして適正であったと考えるか。

村民への周知はホームページのみでありました。区長配布もされず、情報共有ができなかった。村民が知らないで、この応募というのは大変問題ではないかと思います。各地区からの応募締切日は10月12日、それから議会への説明が翌日13日、そして移転候補地として県の締切りが14日、このタイトなスケジュールで、1か月とありましたが、果たして何人の方がこのホームページを見て周知されたのか、とても疑問に思います。なぜ区長配布さえもされなかったのか。

また、2点目の情報開示について、今までの経緯・経過について、私は明らかにすべきではないかと思えますし、またその後、県のほう、あるいはJAから何か連絡があったのか。

以上、要旨1・2、一緒にお答えいただきたいと思えます。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、お答えをさせていただきます。質問要旨1・2、併せてご回答をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

まず、村民周知の在り方につきましてお答えをさせていただきます。

長野県農政部長名によりまして、中南信地域の市町村長宛てに「松本食肉処理施設に係る移転候補地の探索について」とし、メール施行による依頼が令和4年9月1日付でございました。

依頼の内容でございますが、令和4年5月31日に、長野県農業協同組合中央会等のJAグループ及び長野県養豚協会等の生産者団体から県に対しまして協力の要請があったことを踏まえ、移転先候補地を広く募るため、貴市町村管内に探索条件に合致する候補地があったら回答を願う旨でございました。

それを受けまして、村の公式ホームページによりまして「松本食肉処理施設移転候補地を村内各地から募集します」とし、9月15日から10月12日の間掲載をし、募集をいたしました。その結果、地区名は伏せさせていただきますが、1地区から立候補の申出を受けまして、県への回答期限でございます10月14日に麻績村としまして立候補をいたしました。お申出をいただきました地区におかれましては、住民の皆様での協議、意見の集約等をいただいた上でのお申出をいただきましたこと、大変ありがたく思っているところでございます。

ホームページに募集記事を掲載して応募があったことを踏まえますと、村民周知の在り方につきましては、適正であったのではないかと考えるところでございます。この募集結果、

県への候補地としての応募した旨につきましては、10月17日から掲載をしております、現在も掲載をしております。

区長配布というお話もございました。区長配布につきましては、おおむね1か月に1回程度、各課連絡等々を取りまとめる中で実施をされております。実施日が9月9日ということでございまして、タイミング的に合わなかったというような、内部で検討した期間がホームページに掲載する前まで内部で候補地の検討をしておったわけでございます。そういったこともありまして、タイミングが合わなかったということでございます。

また、村の広報紙につきましても、掲載時期が合わないということもございまして、ホームページで広報をさせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、情報開示を積極的に行うべきではということでございますが、質問要旨1でお答えをいたしました、募集・応募の結果につきましては、ホームページに掲載をしております。

松本食肉処理施設の移転に関する取扱いにつきましては、県の担当課であります園芸畜産課でも、新聞社の取材に対しましてデリケートな問題としておりまして、麻績村を含め詳細な応募状況などを明らかにしてございません。また、麻績村におきましても、候補地の場所などは公表をしていないという状況でございます。現時点では、麻績村は一つの候補地としての扱いでありまして、村民の皆様にお知らせできる情報は今現在ございません。

今後、松本食肉処理施設の移転に係る検討が、関係者、関係機関において引き続き行われるという形になろうかと思えます。県の指導を仰ぐとともに、連携を取りながら検討の過程で示されました情報で公開が必要でありましたら、広く周知広報に努めたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 私は、1か月という猶予期間でありましたけれども、ホームページしかないんだということで、果たしてこの1か月間の中にいろんな、一部の村民にしか、私は知れ渡っていないと思うんですよ。幾らホームページといっても、何人見たかというのは分からないわけですから。そういったことで行政をこのまま進めていったというのは、私はフェアではないと思えます。別に私は施設誘致に反対しているわけではありませんし、むしろこういうものは積極的に進めるべきだと思っております。

また、かねてより申し上げておりますが、麻績インター開設、来年30周年です。あそこは何も開発されていませんし、私の希望としては、麻績インター周辺の近いところに持ってきていただければ、私は非常にいいんじゃないかと思っていますが、例えば1地区があった。じゃ今、課長がおっしゃられた1地区しか応募がなかったということは、逆に言えばほかの地区は検討もされなかった、話も聞いていなかったということじゃないのですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えをさせていただきます。

募集をしたところ応募が1件という形でごさいますして、各地区で検討がされたかどうかという部分につきましては、把握ができない部分となります。

この募集の時期でございますけれども、その辺も周知が足りないご指摘を受けるかもしれませんが、市町村からの候補地の募集期間につきましては、一旦終了してございます。しかしながら、候補地がある場合には、随時受け付けるとされてございます。この辺につきましても、ご指摘のとおり、引き続き周知広報に努めたいと思っております。

また、この施設につきましては、長野県、J Aグループなど大きな機関が関係する施設あります。それを踏まえますと優良な施設と思いますが、その反面、負のイメージを抱く方もいらっしゃいます。非常に難しい施設とも言えます。そのことも踏まえまして、内部での検討の結果、ホームページでの周知にとどめたものでございます。

議員には、候補地としての立候補したことに対しましてご理解をいただいております、感謝するところでございます。引き続きのご支援をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 今のお話だと、これからも、じゃ、村内で応募地区があれば、県のほうへ上げていくということでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えいたします。

村内各地区で今後協議がされまして、じゃ、うちの地区もという形であれば、麻績村として候補地として長野県のほうに上げていくという形が取れるかと思っております。それぞれのお立場でご検討をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） じゃ、今お答えいただいた内容を、ぜひ今度は全村民へ分かるように周知をしていただきたいと思います。

それでは、3点目、麻績村の教育行政の現状についてお伺いをいたします。

物価高騰による学校給食、食材費への影響は出ているのかどうかお聞きします。

ロシアによるウクライナ侵攻や円安による仕入れコスト上昇により、全般的に物価上昇を招いております。特に食品関係におきましては、食用油、調味料など毎日の食卓に欠かせないものが値上げとなっております。原材料は地産地消を多く取り入れているとは思いますが、今日までの影響はどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） お答えいたします。

物価高騰による影響につきましては、ほぼ全てのもの、個人の生活部分にとどまらず及んでいる状況ということで、当然学校給食におきましても、食材費にも影響は及んでおります。今年度のコロナ交付金を財源としまして、7月に開催された臨時議会におきまして保育園、小・中学校の給食食材費に対し、増額の補正対応をしたものでございます。

当初は、かなりの値上がりの影響を懸念したものでありますけれども、10月末までの前年比との差額におきましては極端な増加額という部分にはなっておりません。特に保育園につきましては、コロナ感染による登園できない園児の増加等があったことから、昨年度比ではマイナスとなっているような状況もあり、現在のところは大きな影響というところまでには至っておりません。

栄養教諭や栄養士、また、給食現場においても食材の値上がりが大きくなるよう、値上がりの大きいものにつきましては、ほかの食材に変更していくなど、工夫をしておるところでございます。また、地域の方々からも肉、野菜、果物等の食材の提供も受けているところでございます。

とはいえ、給食のレベルが落ちているということではなくて、栄養を第一に考えて、児童・生徒が喜ぶ企画給食なども実施しておるところでございます。ちょうどタイミングよく、本日の市民タイムスにも、昨日行われました企画給食の様子でありますリンゴ給食の中身などを掲載していただきました。

ただ、今後年度末までには、さらに物価高騰の影響が出てくることも予想されますので、今後においても注視していきたいと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 今のところ影響は出ていないということではありますが、メニューを考えるに当たって、大変栄養士の先生にご苦労いただいていると思います。また、毎月小学校の給食につきましては、ホームページ上で紹介されております。

以前、私も給食の試食会へご招待いただいたことがありますけれども、その席で、校長先生のほうから、麻績小学校の給食は大変おいしいんだということが評判になっていて、転勤されてきた先生は、毎日楽しみにしておるといようなお話をいただきました。

給食を作っている学校の栄養士の皆さんはじめ大変ご苦労いただいていることに、今日敬意を表したいと思えますし、また、教育委員会のほうでも、こういった学校側のほうから要望要求がありましたら、ちょっと定例の委員会でお話しいただければと思います。

それでは、2番目の全国学力調査、学習状況調査の考察についてお伺いをいたします。

文科省が毎年実施している調査であります、一部の学校では事前対策が行われているとの報道もされています。本来の趣旨からは外れた行為であって、得点や順位を競うことではないはずだと思っております。

一方で、調査結果を踏まえ、学力向上に向けた取組はなされているのか。教育長は大規模校も経験されておりますので、その辺も伺いたいと思えます。

平成30年と令和元年の調査結果というのが、ホット・情報おみに載っておりました。そこでちょっと見た中で、気になる点があります。小学校、中学校も、小6、中3とやっているわけですが、その中で結果として、ちょっと全国平均を下回るというような記述があって、ちょっと心配な項目であります。

また、それに併せて学習状況において、今全国で問題となっております家庭でのスマートフォン使用の頻度、あるいは麻績小、筑北中の小規模校としての特徴、また、一貫教育の連携による効果も含め、お尋ねをいたします。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） それでは、私のほうから全国学力・学習状況調査の考察ということでお答えをさせていただきます。

12月2日に開催されました12月の定例教育委員会のほうで、それぞれ学校長のほうから、令和4年度の学力・学習状況調査の結果について報告がございました。ここまでもっと遅れたのは、麻績村でもコロナの感染者が出たことにより、その影響で分析が遅くなったということでございます。

学力調査の各教科の正答率、平均点につきましては、本村の子供たちの母集団、子供の数ですね、これが非常に少ないので、1人の平均点で得点が大きく上下をしてしまうという可能性がありますので、全国平均や県平均と比べても、私はあまり意味が無いなというふうに考えています。そこで、個別の指導ということを重点にお願いしたいということで、校長のほうには指示をしたところでございます。学習状況調査、つまり質問紙の回答の分析でありますけれども、それ自体もそれぞれ全体の傾向だとか経年の変化を分析して、全体指導や個別指導に生かしてもらいたいということでございます。

麻績村では、平成29年に作成した保小中一貫教育、学力向上、学習の手引等を作成しているところでもありますけれども、毎年実情に応じて改定をしながら運用してきているということでございます。平成30年度の全国学力・学習状況調査の結果で、家庭学習について、手引を通じて、村、学校、家庭が連携をして協力しながら取り組むということを言っております。

このことを受けて、これまでは手引を配布し、情報を共有してきたところではありますが、今年は特にICT機器を活用した家庭学習、こういったものが始まりました。家庭にタブレット等を持ち帰ってというようなことがございますので、今後手引の内容等を再検討して、今後に生かしたいなというふうに考えています。具体的には、今月19日に開催される小・中合同職員会議がございますので、私のほうから、この件に関して全職員に指示伝達をしていきたいなというふうに思っているところであります。

また、特徴的なこととして、小・中共通でありますけれども、やはり1日当たりのゲームとかSNSに使う時間が全国平均よりも高いという結果が出ていますので、ここら辺につきましても、もう少し詳しく分析をしたり、学校の状況を確認をして指導に当たっていききたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） すみません。時間もありませんので、じゃ、3番目に移りますけれども、この間、11月22日、中学生の政策提言の発表というのがこの議場でありました。

中学3年生によります、ふるさとプロジェクトの発表でありました。4グループによる麻績村の課題と解決策の提案ということでございました。今の中学3年生は、小学校6年生のときに、子ども議会でこちらでの経験があり、私は、生意気言うようではありますが、今回内容も非常に具体的であり、ふるさとを思う気持ちが大変伝わってまいりました。

せっかくの政策提言でありますから、実施性についての考えをお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 加瀬教育長。

○教育長（加瀬浩明君） 11月22日にこの場で発表させていただいたところであります。この学習自体が、村の職員と生徒が一緒になって学習を実は進めてきております。これから先も職員と協力をしながら、今回発表をさせていただいたのは、その途中経過ということでもありますので、3月に情報発信という形でまとめたものを出させていただきます。

そのところで、学習の内容等をまとめた形で、教育委員会といたしましても、この学習を生かして、実際に何ができるかというようなことを検討しながら、子供たちと共に考えてまいりたいというふうに思っているところでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 今回の発表では、議会や議員への叱咤激励であったと私は思っております。我々も改めて気を引き締めて、村政発展の一助となるようお願いお誓いするものであります。また、これから中学3年生は来年重要なイベント、入試を控えておりますので、健康に留意されて春に吉報が届くことを期待しております。

それでは、最後の質問になりますけれども、肥料価格高騰対策についてお伺いをいたします。

農業者の支援ということで、農業を取り巻く現状は耕作者の高齢化、あるいは後継者がいないといった問題に直面しているばかりでなく、ロシアによりますウクライナ侵攻によって、燃料をはじめ穀物自給に支障を来し、さらには化学肥料の原料となる尿素だとかリン酸、塩化カリウム等輸入に依存しているわけではありますが、先頃、JA全農におきましては、6月から10月の秋の肥料、秋肥について、前期に比べ最大94%の価格を引き上げると発表しております。

水稻ですとか野菜、畜産といった飼料もそうではありますが、農家、特に大型規模経営者にとって、農業を継続していくことが困難になるのではないかと危惧されておりますが、肥料価格高騰に対して何か支援を考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

農業者支援につきましては、村独自の農業者に対する支援は現在ございません。国におけます肥料価格高騰対策事業、長野県によります肥料価格高騰緊急対策事業がございます。

現在、村ホームページにおきまして概要を掲載しております。今後チラシなどにおいても、農協、販売店を通じまして、販売農業者に周知を図ってまいりたいと考えております。

事業の概要のみご説明を申し上げます。

肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減に向けて取り組む販売農業者に対し、低減の取組を行った上で、前年からの肥料コストの上昇分を支援する事業となります。国の事業におきまして7割の支援を行いまして、県の事業において、販売農業者の営業形態に応じて1割から3割の上乗せをして支援を行うものでございます。

支援の対象となる農業者は、農産物の販売を行います販売農業者であり、自家消費のために農産物を栽培する方は対象外となります。対象となる肥料でございますが、令和4年6月から令和5年5月に購入する肥料で、6月から10月の秋肥、11月から5月までの春肥となります。

今後、長野県における肥料価格高騰緊急対策事業の申請受付・説明会に関する情報が県のホームページに掲載がされるということでございます。村としましても、され次第、村のホームページにおいて周知に努めたいと考えております。申請先につきましては、長野県肥料高騰対策事業協議会となり、農協や肥料販売店などが取りまとめまして、県協議会に申請することとなります。問合せ先についても同様となります。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） 時間がないので、1点だけ、すみません。

高騰対策について、麻績村のホームページに掲載されたのはいつの日かと、それと、国のほうから出ております7割支援、あと3割は県のほうと。幾らか1割ぐらいは、村では補助しようとは思っていますか。

それと、申請に必要なものというのが大変多い項目で、また申請に際しては、5戸以上のグループでということになっております。大変ハードルが高いものでありますけれども、最後に、この点についてお伺いをいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えをしたいと思います。

まず、村のホームページに掲載した時期でございますが、11月上旬と聞いております。

また、申請に必要なものにつきましては、肥料の注文票ですとか、領収書また請求書というような部分、化学肥料低減に向けた2つ以上の取組という形でございまして、この細かい案内のチラシが手元に届いておるわけでございますが、このチラシについて手元に届いたのが12月2日でございます。ですから、これをベースにまたホームページ等を更新する中で、

周知広報に努めると。村にも、今後チラシについては数部届く予定となっておりますと聞いております。これにつきましても、農協、販売店等に配布する中で、販売農業者の皆様へ周知をしていただきたいと思いますと考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮川議員。

○6番（宮川秀俊君） よろしいです。

終わります。

○議長（峯村賢治君） 6番、宮川議員の一般質問が終了いたしました。

ここで、休憩を取ります。

再開は10時50分からとします。

ただいまから休憩に入ります。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（峯村賢治君） それでは、休憩を閉じ、再開いたします。

◇ 清 水 清 君

○議長（峯村賢治君） 7番、清水清議員の一般質問を許可します。

清水議員。

○7番（清水 清君） 7番、清水清です。

冒頭、子育て支援策と高校生の通学定期券補助の実施に向けまして早々の導入、そして初年度でもあり、いろいろな問題に対し重要な対応をされ実施されることに、高校生の保護者は感謝されています。今回の対応により令和4年度より、麻績保育園、小・中・高等学校の給食支援、高校生の通学定期券購入補助等、幅広い世代への負担軽減支援に対し、敬意を申し上げます。

それでは、通告いたしました3項目について、一問一答形式でお尋ねをいたします。

初めに、第7次振興計画策定についてお尋ねをいたします。

令和5年度から10年間の麻績村の進むべき基本構想であり、大変重要な計画と認識しております。村としてのお考えをお聞きいたします。

○議長（峯村賢治君） 答弁を求めます。

塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今、議員おっしゃられますとおり、第7次の振興計画につきましては、今後来年から10年間の重要な村の施策となってまいります。今現在審議会を開催し、計画の策定、3月に向けて策定に向けて今進めているところでございます。それぞれ問題が山積をしておりますけれども、その辺のところをできるところから拾いながら、計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ありがとうございます。

次に、条例で審議会委員の構成が示されております。その委員の年代、性別を教えてください。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

委員構成でございますけれども、全員で21名でございます。年代別、性別ということでございますが、30代が3名、40代1名、50代が3名、60代6名、70代が8名ということで、男性16人、女性5人ということでございます。29人のうち9人の方におきましては、役職や団体の代表をお願いしている関係ということでございまして、若干年齢は高めというところはご理解いただきたいかなと思います。

一応、年代をある程度平均とする中で委員構成に努めていきたいというふうに思っておりますので、お願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 今の委員の数ですが、21人でいいですね。——はい。分かりました。

振興計画では、麻績村の基本構想計画という認識であり、将来を見越しての計画ということで、年齢別にでも、次世代の世代から人生経験豊富な方で構成されておると。また、男女

共同参画の推進の観点からも、バランスが取れているなどというふうに今直感をいたしました。

続いて、3番目の質問でございますが、審議会の予定回数及び分科会等の計画日程、あるいは回数等をお尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきます。

9月28日に第1回目の審議会を開催し、策定方針、それから第6次の計画に対する現在の評価、それから計画策定に伴うアンケート内容についての説明を行ってございます。11月25日に第2回目の審議会を開催いたしまして、住民アンケートの集計結果、それから振興計画の構成原案について、また、麻績村の人口推計・人口ビジョンについてご説明をし、ご意見を伺っているところでございます。

今後におきましては、来月、1月11日に第3回目を開催する予定としておりまして、この後、振興計画の原案について説明をするということにしております。さらに審議会を1回から2回開催する中で、最終的に答申をいただきまして、3月の議会に諮っていきたいという予定にしております。

なお、分科会の開催の予定は現在のところございません。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 審議会数につきましても、日数的には回数的には少ないというふうに感じますけれども、今の日程を聞きますと、5回くらいを計画されているという状況でございます。コロナ禍でもあり、やむを得ないのかなというふうにも思っております。

それから、4番目でございますが、村の課題等具体的な方向性は協議されているか、その点もお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思っております。

先ほども申し上げましたように、各分野それぞれにおいて課題山積ということで認識をしております。

中でも、人口減少問題に起因いたします少子高齢化、子育て、教育問題。それからコロナ禍ということもありまして、地域コミュニティの希薄化、それから高齢化、定年延長等によって農業後継者不足というような喫緊の課題もございますし、世界的な流れということの中では、新型コロナウイルス感染症がもたらした新しい生活様式への対応であるとか、頻発し

ます地震や気象変動による災害対応。それから昨今よく出てまいりますけれども、持続可能な開発目標SDGsへの対応、それから自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の関係や脱炭素社会というような問題にも、世界的な問題のところにも少しずつ対応していかなくちゃいけないというような状況でございます。

アンケートも取って、住民の意思についても確認をしておりますけれども、こういった課題に対して、各課の中で各課それぞれ担当において、具体的な施策を盛り込んで方針を示していければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 村の喫緊の課題を委員の方々のご参加により検討されていると感じますし、期待をしております。

次に、アンケートの回答件数とパブリックコメントの実施についてお尋ねをいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきます。

さきに行いました住民アンケートでございます。無作為の抽出をいたしまして、一般に対するアンケート者でございますが、400名にアンケートをお願いしております。その回答率が180人ということで、回答率は45%でございます。

それから小学校5・6年生、それから中学生全員でございますけれども、82名にアンケート調査を行っておりまして、回数者数72ということで、コロナもあってのことかなと思いますが、72名から回答いただきまして、87.8%の回答率ということでございます。

パブリックコメントでございますけれども、今後この計画策定をしていく上で、ある程度方向が決まった段階で、パブリックコメントということでホームページを活用して、広く住民等からご意見を伺う予定としております。その結果を踏まえて、最終的な答申案に盛り込んでいくということで予定をしております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） アンケートの回答者もかなり多いというふうに感じました。

それで、アンケートに回答した人の中には、その結果を公表してほしいというご意見もあります。何か公表の考えはございますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 審議会の中でも、ある程度アンケートの結果については公表をということで、ご指摘もいただいております。

第6次もそうでございますけれども、第7次の振興計画についても、計画の附属資料の中にアンケート結果については盛り込んでいく予定としておりますし、集計、パブリックコメントの部分についても、アンケート結果のほうをホームページ上に載せていくという考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ありがとうございます。

住民の中には、麻績村は情報公開が乏しいというようなご意見もありますので、ぜひ公表というような方向で進めていただきたいと思います。

次に、パブリックコメントについても実施をされるという方向のようですので、これも住民参加の一つの手段だというふうに思いますので実施をしていただきたいと思います、こんなふうに思います。

次に、村には、振興計画のほかにも具体的な実施計画が作成されているわけでございますけれども、関連の計画の見直しを予定しているかどうか、お尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 議員おっしゃられますとおり、村には各種計画が存在しております。この計画につきましては、第7次の振興計画、これを基に各それぞれの分野においての計画が策定をされているところでございます。ということで、今回令和5年からこの計画が運用されるということになりますので、今後において、各それぞれの計画においては、見直しの時期において振興計画に沿って見直しが適時行われるというふうに思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 各担当課長で、今現在見直しをしていくというような課長さんがございましたら、答弁をしていただければありがたいなと思いますが。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、私のほうからは、住民課関係の今の第7次振興計画によつての見直しの関係でご答弁させていただきます。

来年度が介護保険計画、第7期介護保険計画の最終年度になりますので、振興計画を反映

させて介護保険計画のほうに対応といいますか、していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 各それぞれは各担当のところで計画がなされていくのだろうと思いますが、過疎計画等においては、昨年が更新時期ということで過疎計画策定をしております。その辺も基本的には村の施策の第7次に沿ったものに、この過疎計画というのが後からついてくるわけですけれども、先に策定をされておりますので、この辺についても、各実施計画等の中で計画の見直しというような部分は図っていかねばならないかなというふうに思っております。

さらに、今回麻績村の総合戦略の部分でございますけれども、これについても第3期ということで今までは個別にありました。その分については、今回振興計画の中に併記をする形の中で、それぞれの項目にK P I、目標を策定する中で併記する形で盛り込んでいくということですし、総合戦略の部分においても、今回この中に盛り込んでいきますので、順次見直しの時期を踏まえて、その中も変更していくという形になると思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） ほかにはありませんか。

それでは、清水議員。

○7番（清水 清君） ありがとうございます。

私は、麻績村総合戦略計画は、今年度で第2期が終わるという状況の中で第3期もおつくりになるのかなというふうに思っておりましたし、この計画は、私は大分大変評価しております。それは、時代の変化が今大変厳しい、そしてスピードを持って速いです。

したがって、この計画がかなりいろいろのところに波及してくるのではないかなというふうに思っておりますし、P D C Aサイクルですね、計画・実施・評価・改善というようなものを踏まえて公表までされておると。ぜひこんなものも各計画で取り入れていただけたらありがたいし、つくるだけの計画にならないように、実効性のある計画にしていきたいと、こんなふうに思います。

そして、年度末になりますか、住民へのダイジェスト版の配布も本年度予算化されております。大変期待しております。よろしく願いいたします。

では、次の質問に入らせていただきます。

2番目でございますけれども、物価高騰に対する住民支援についてお尋ねをいたします。

現在、景気の低迷、円安、エネルギーや食料品の相次ぐ値上げにより、家計の負担増、年金の減額もあり大変暮らしにくい、そんな状況に接していると思います。

村としてどのように捉えているか、お答えいただければと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） それでは、お答えをしたいと思います。

新型コロナウイルスの感染が始まった頃より原材料価格は高騰を始め、ロシアのウクライナ侵攻が重なり、エネルギーや穀物といった原材料の価格がさらに今高騰しているのが現実ではないかと思うところでございます。また、併せて極度な円安が原材料高騰に拍車をかけていると思うところでございます。国内自給率が低い日本におきましては、原材料のほとんどを輸入に頼るところが大きく、消費者物価の高騰には先が見えない今現状ではないかと考えているところでございます。

食料品やエネルギー分野をはじめとする値上がり、消費者の暮らしや事業所の経営に大きく影響を与えており、国におきましても支援の拡充を図る中で、各分野の上昇を抑える施策を取っておりますが、特にここに来て電力、ガス等の料金の大幅な値上がりが予測される中で、住民の皆さんへの負担はより大きなものになってきておるんじゃないかと思っております。また、住民の皆さんの生活に与える影響も深刻化している現状かなと思っているところでございます。

若干今は先の見えない状況の中でございますけれども、そんな状況の中において、地域住民の皆さん方の対策等について、どうしていったらいいかというのも今後の課題ではないかと考えているところです。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） ありがとうございます。全く私も同感でございます。

次に、今月2日、物価高に対応する政府の本年度第2次補正予算が成立されました。今後、国の支援をどのように見込んでいるか、お尋ねいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えをしたいと思います。

国においては、今各種の経済対策を打ち出しておりますけれども、インフレ傾向はなかなか改善されないのが現状ではないかと思っているところでございます。政府におきましては、

電気やガス、食料品の値上がりなどに困っている世帯を支援するために、住民税が非課税の世帯を対象に1世帯当たり5万円の給付を行うこととしておりましたし、ガソリンなどの燃料高騰の上昇を抑えるため、石油元売各社に補助金を出すなどしております。

また、輸入小麦の政府売渡価格の据置きや、畜産家の支払う飼料代負担を抑えるなどにも価格の軽減をしているところでございますし、中小企業の資金繰りの支援や観光・飲食業に対する低金利の拡充も図って、重点を置いて経済対策を実施しているところではないかと思っております。

今後このような施策につきましては、ある程度継続されると思いますし、また今、議員がおっしゃるとおり、補正予算も今後いろいろな面で国民に有意義なものとして使われていくのではないかと思いますけれども、まだ新たな経済対策も打ち出されると思いますけれども、乗り遅れないようにアンテナを高くして事業の取組に邁進してまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 認識は私とも共通はしておりますが、一昨日の新聞報道では、県世論調査協会の調査で、市町村長の政府の物価高対応は、「何とも言えない、分からない」が49%と最多でした。そして、「評価する」方が28%、「評価しない」が22%でした。このような結果でございます。国等の目線と地方の目線との違いを感じたところでございます。

また、いろいろな施策も国でも行っておるわけでございますが、燃料だとか電気代だとか、間接的な導入かとは思いますが。しかしながら、財源は赤字国債という状況の中で、若い世代への先送り、複雑な気持ちでもあります。

次の質問に移ります。

今後、村としての独自の支援体制は考えているか、お尋ねをいたします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えを申し上げます。

現在、新たな独自の支援策はこれといって今ないわけでございますけれども、コロナ禍や物価上昇による支援策として、生活支援おみぽん商品券や燃料クーポン券などの配布を行ってきたところでございますが、国の経済対策に沿っての支援事業となっております。

単独での生活支援対策は財政上も大変厳しい面もあるわけでございますけれども、今後、国の動向を見ながら、必要に応じては独自の支援策も検討していかなきやいけないかなと思

っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 確かに春先から、おみぼんの商品券、そして追加分、そして燃料の券の配布と多岐にわたって配布はされてきておりますが、今のお話では、独自の支援については現時点では考えられておらないと、財政的に厳しい面もあると。しかしながら、今後、国の動向を見ながら必要に応じて検討していくという答弁だと理解しております。

そこで、提案をいたします。県下市町村の中には、水道料の基本料金を時限的に減額しているところもございます。麻績村でも実施したらどうかと、こんなふうに思って今おるわけです。内容的には、水道事業会計は特別会計で一般会計からの繰入金をし、厳しい運営をされていることは承知しております。私は、暮らしにくい状況はしばらく続くというふうに思っておるわけでございます。そんな状況の中で財政調整基金を活用して、村民世帯へ村とすることができる支援をし、村の姿勢を示すべきではないかというふうに感じております。ばらまき政策だとは思っておりません。

また、国からの支援とは異なり、実際に関しては諸経費も最小限で済むと思います。新年度の時限的な措置を検討していただきたいと。私の試算額では、基本料金の減額で1か月1,100円で、消費税は別ですが、おおむね1,300戸ございますね。そうすると、1か月約160万弱です。半年間で960万程度、ここに若干の経費はかかろうかと思ひますけれども、約1,000万くらいな財源でございます。

物価高は切実な問題でありますし、先日スーパーでの主婦との会話の中で、食材の値上がりは今現在何が食べたいかではなく、何が安い、値上がりしていないかだねと言われた言葉が、私の心の中には響いております。来年2月にも、かなり多くの食材が上がるという情報もあります。何とかならないかというふうに思っております。ぜひとも今後、新年度の予算査定もあろうかと思ひます。議論だけでもしていただければ、ありがたいなというふうに思っております。

次に、3番目の令和5年度の予算編成についてお尋ねをさせていただきます。

既に各課の事業ヒアリングも終了され、担当者による予算編成に着手されていることだと思ひます。また、第7次振興計画の初年度にも当たります。

塚原村政2年目を迎えるに当たり、基本方針をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうから、令和5年度の予算編成についての基本方針について申し上げたいと思います。

今年度の地方交付税につきましては、経済対策の再算定によりまして追加交付が予定されております。昨年度と比較して普通交付税で1,000万円ほどの増額となる見込みとなっております。また、逆に臨時財政対策債につきましては、昨年度と比較しまして約6,000万円の減額となる見込みとなっております。近年の大型事業実施の影響を受けまして、起債借入額は高い水準で推移するとともに、新型コロナウイルス感染症対策経費、また、自治体DXなどのデジタル化対応、施設の長寿命化などにより、今後は基金の取崩しの増額など、厳しい状況が見込まれているところであります。

また、会計年度任用職員制度移行によります人件費の増加や医療・介護に係る扶助費などが増加しまして、さらに起債、地方債残高の増加に伴いまして公債費も増加傾向にあるため、義務的経費は今後増加し続けるという傾向がございます。

このような中で、令和5年度の予算編成の基本方針につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、地方交付税、地方譲与税、各種交付金など国の動向を注視するとともに情報収集を進める必要があると考えております。

また、歳出面では義務的経費の増加に加えまして、高齢化に伴う医療・介護等の社会保障費、老朽化した公共施設等の維持管理費の増加のほか、ウクライナ情勢の影響によります食料・資源などの供給不足や価格の上昇が続くとともに、エネルギー価格が高水準で推移することによりまして、光熱費などの経費など施設管理経費の増加が懸念されるところでございます。

また、一方で人口減少問題への取組として定住促進、福祉・子育て支援や教育環境の充実、地方経済の活性化、観光・農林業の強化など、必要な行政サービスの水準を確保する対応が求められているところでございます。

これら高度・多様化する行政需要に的確に対応するためには、限られた財源を効率的かつ効果的に活用しまして、前例踏襲からの脱却による事務事業の見直しも重要でありますし、それぞれの事業、施策がどのような政策目的の達成のために実施されるのかを再度確認するとともに、目標達成のために最少の経費で最大の効果が挙げられるよう、職員それぞれ創意工夫を念頭に、予算編成に取り組むこととしています。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 事務的な考え方はよく分かりました。歳入歳出は説明をいただいたとおりで理解できますが、行政は言うまでもなく最少の経費で最大の効果が求められて、令和3年度決算から見ても、健全財政は堅持されておると評価しております。

私の聞きたいのは、塚原村政2年目に当たり、政策面での方針をお尋ねしたかったわけですが、何かございますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 昨年、村長選挙によりまして村長という立場になり、麻績村のかじ取りをさせていただいて1年が今言われたとおり経過しようとしてございます。

私が立ったときの公約の実現に向けて、一步一步今事業を進めているところでございます。どうしても今社会の中で言われているのは少子高齢化、過疎化というのは、これ第一の問題点ではないかと思っております。こういった過疎化等が解決されれば、かなりの問題点が、課題が解決されていくというのが実情ではないかと思えます。

しかしながら、世界人口、日本人口が減少する中では、大変市町村が一気にどうかするということは不可能な部分でございますので、幾らかでも減少率を減少させる中で、事業を進めていきたいと。

新年度におきましても、やはり子育て支援、若者定住というようなものを主体的に置きまして、やはり地域の産業、主要商工業の振興、あるいは農業の振興等も図る中で、やはり地域経済の活性化を図りながら、また健全財政を図りながら、やはり村民参加の村づくりによる村民の皆さん方にも一緒に考えていただくような村づくりに向けて、新年度も実施できればと思っているところでございます。

いずれにしましても、こういう大変厳しい財政上の中での事業の執行でございますけれども、計画的に、そしてしっかりとした位置づけをしながら対応を図っていきたいと思っておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 方向性は示されて安心もしていますが、麻績村も動いているというような、そんな新年度予算を期待しております。

次に、村誌の補遺（追録）についてお尋ねをいたします。

昭和55年7月から平成元年の9年間にかけて、麻績村の村誌編さんが行われ、上巻、下巻が発刊されました。麻績村の歴史を知る上においても、貴重な書籍であります。発行から三

十数年が経過されていること。そして、編さんに関わると思われる歴史的に造詣の深い方々の高齢化の問題もあろうかと思えます。

ぜひとも早い時期から着手されるべきではないかと思っております。時代も平成から令和になりました。高度成長時代の時代でもございます。そんな村の歴史を書として残していただきたい。補遺についてのお考えをお尋ねいたしたいと思えます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） それでは、清水議員の村誌の追録についてという部分で、村の歴史、あるいは文化等を所轄する部署としてお答えしたいと思えます。

麻績村誌は、平成5年5月に上巻が「自然編・歴史編」として、また、同年11月に下巻が「近・現代編、民俗編」ということで発行されました。村誌編さんという大事業は長い年月をかけ、多くの方々のご協力と資料の提供を受けて完成したもので、麻績村の歴史と文化・民俗などを網羅した貴重な資料となっております。以前、公民館の講座でも、村誌を読む会という部分が連続して開催され、多くの方が参加され、村誌をさらに深く読む事業も展開されたものであります。

発行から30年以上経過する中で、平成版の追録をという要望もございました。平成の麻績村は、長野自動車道麻績インターの開設、麻績村役場庁舎と保健センターの建設、ふるさとづくり事業による聖高原観光施設のリフレッシュと観月苑やシェーンガルテンなど、新たな文化・観光エリアの創設、天王住宅団地の整備や子育て世代に目を向けた若者定住住宅の建設など、各種の大型事業が実施された、まさに村が大きく動いた時代であったと言えます。

議員ご指摘の村誌の追録につきましては、非常に重要なものであり、当時を語る人材や資料、あるいは歴史等が残るうちに着手を行っていきたいと考えております。ただ、現行の村誌のように、本という形として作成していくことが望ましいかどうかという部分につきましては、慎重に検討が必要であると思えます。まずは資料等をデジタルデータ化して、保存していくことが大切であると考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 内容につきましては、全くそのとおりではないかというふうにも思いますが、ちょっと私の再度の聞きたいことは、新年度で着手をするという考え方でよろしいでしょうか。資料をまとめるは、それはできるかと思うが、その編さんに着手するという捉

え方でよろしいですか。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） 今回の質問の部分の中で、令和5年度の予算という部分もありますけれども、資料の収集、あるいはデジタルデータ化においては予算計上という部分を必要としない部分ということもございます。全体の構成、テーマなどを検討する中で、資料収集などが必要なものについては実施していければと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 予算のつかないもの、かからないものの準備ということではございますが、それは着手という理解ではまだない、あるいは着手と言っているわけですか。まだ今後検討という段階ですか。

ちょっとその辺、じゃ、村長さんから回答いただければと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 議員さんの言うとおりの、村誌の補遺につきましては、できてから平成の間、約三十何年間という部分が空白になっているというようなことでございます。

それについては、なかなか見識者を集めて委員会を設置して、なおかつそういった中での資料提供を図り、なおかつ作成というような形の中においては、なかなかいろいろな部分で今後準備を進めていかなきゃならない部分だと思っております。

今後検討をする中で、5年度にすぐ着手するののかというような考えではなくて、今後検討する中でそういったものが薄れないうちに、そういった補遺に向けて事業が推進していければと思っているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 分かりました。ちょっと期待をしてしまいましたけれども、準備段階には入っていくという、そういう理解をさせていただきました。多くの村民の方々が期待して、特に歴史的な造詣のある方々はかなり期待しておられるというふうに感じておりますので、前向きに検討していただければというふうに思っております。

次に、公用車の電気自動車の導入ということについてお尋ねをしたいと思います。

現在、地球温暖化、環境問題が問われているわけですし、SDGs推進に全世界が共通目標として取り組んでいるわけでございます。

そこで、二酸化炭素、CO₂削減に向け、村の公用車、電気自動車のモデルとして導入を検討してみたいかでしょうか。そして行政として、村民にもPRする姿勢も必要かとは思いますが、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

近年、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素排出削減を目的として次世代自動車、EV車、ハイブリッド車、燃料電池自動車への関心が高まりまして、国内における次世代自動車の販売台数も年々増加している状況にあります。また、最近では、地方公共団体においても脱炭素化に向けまして、公用車として電気自動車の購入をする自治体も見られるようになってきております。

来年度すぐに導入するというをここで申し上げるわけにはまいりませんが、当村においても、地球環境に優しい車両の導入に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 清水議員。

○7番（清水 清君） 来年度からすぐ入れるという回答ではございませんでしたが、地球環境に優しい車両という答弁でございました。

電気自動車の導入につきましては、充電設備等の経費もかかります。しかしながら、行政としても村民にPRする大事なことだと考えておりますし、また、当村は観光地も持ちます。そして、また宿泊施設も持ちます。このような外から来る方々も、このような電気自動車で来られる方々もおおいでになりますので、その充電設備等のことも視野に入れて、今後進めていっていただければと思います。

以上をもちまして、私の一般質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 7番、清水清議員の一般質問が終了いたしました。

◇ 飯 森 茂 孝 君

○議長（峯村賢治君） 次、1番、飯森茂孝議員の質問に移りますが、質問に入る際、相談いたします。

途中、昼食休憩に入ろうかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○1番（飯森茂孝君） はい。

○議長（峯村賢治君） それでは、飯森茂孝議員の一般質問を許可します。

飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 私は、質問事項として第8波の新型コロナ対策、それに先ほども言われましたけれども、高校生等への通学定期券の補助、この事業について関連した質問をしたいと思います。

まず、新型コロナの経過なんですけれども、3年ほどもう経過しますが、中国の武漢で1例目の患者さんが報告されて、それから世界的に広がりを持ち、しかもパンデミックという非常に大変なコロナの波に我々人々は悩まされてきました。それで、今実際に新型コロナのウイルス感染の発生予防と重症化を防ぐため5回目の、これは5回目ですけれども、オミクロン株対応2価ワクチン接種が実施されております。

これに対して、麻績村の対象者数とワクチン接種の進捗状況、この中で村内でのワクチン接種対象者は何名ほどいるか分かりましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、私のほうからご回答させていただきます。

麻績村では、令和4年秋開始接種として、オミクロン株対応2価ワクチンの集団接種を、これまでに2回の初回接種を終了している12歳以上の方を対象として、10月21日から実施しています。その後、接種対象者の接種可能間隔期間が3か月に短縮されたことに伴いまして、さらに対象者の方へワクチン接種のお知らせをご案内しております。

ご質問の対象者数でございますが、令和4年秋開始接種が3回目の方が102名、4回目の方が823名、5回目の方が1,258名、合計といたしまして2,183名でございます。進捗状況でございます。令和4年12月4日現在、1,380名が接種し、接種率は63.2%となっている状況でございます。

この接種率でございますが、村で行った集団接種の接種率となっておりますので、個人が県会場などで接種した方は含まれておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） それで、今答えていただいたんですけれども、63.2%と非常に高い数字だとは思いますが、国で進めておるのは、やはりオミクロン株が発生してから結

構感染者数も非常に多くなっているというここを考えて、やはりなるべくコロナに感染した場合でも、非常に重症になるのを助けてやるというようなそういう機運もあります。

それで、私はいつでも思っているのですけれども、ワクチン接種をしたときに、これ数日たってから結構発熱するような方も中にはいて、2回目まではやったけれども、3回目のワクチンはちょっと遠慮しようと、そういう方もおられると思うんですよね。その辺、1日2日たってから発熱して体調が不良だというようなそういう方の追跡は、行政のほうでは行っているでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） ご質問の追跡についてでございますが、接種された方がたまたま役場に連絡をよこしていただいて、ご相談を受けた方については分かっているんですが、ご自身でそのまま病院へ行くとか、そのような形のその後の追跡等については、こちらでは把握ができないものですから、今現在は追跡ができていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） それで、先ほどから一般質問の中でも、保育園、そして小・中学校で感染者が出たと言われたわけですが、子供、感染者が出たということですね。これについてどのような対策を講じたか、ちょっと教えていただければうれしいと思います。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） ご質問に対してお答えします。

保育園、小学校で感染者が出たというお話は教育委員会等からすぐ村長等に相談があって、すぐ関係会議を行いまして、どのような対策を取るというような形で村としての対策をしております。

ただし、誰が発生したというのを把握しているのは、どうしても保健福祉事務所になりますので、こちら村としては、個人情報はどうしてもそちらからいただけないということなので、あくまで発生したという結果しか分からないというような状況でございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） その辺は、私もしっかり理解しているつもりです。

それで、その対策、村としての対策に関してどのような対策をしたか。いわゆる小学校や中学校で出たということであれば、その場合は要するに濃厚接触者というような方も中に

はおられます。そういうような人たちというのは、実際に今は個人情報とかそういうことを言われますと、やはり分からないとか、それとも把握できているのか。そして、それに対しての支援策とか、そういうようなものは村としてできているかどうか、教えていただけますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） お答えします。

保育園・小学校とも基本的な感染対策という部分につきましては、従来と変わりなく行っておりまして、県の警戒レベル、あるいは校内の罹患者・濃厚接触者の状況に合わせた対応という形で行っております。また、罹患者等や学級閉鎖の措置という部分につきましては、県のガイドラインに沿った対応を行っているというところであります。

また、行事について感染リスク等の大きいものにつきましては、また、安全が担保されないものにつきましては開催を見送ることがありますけれども、基本的には現在の状況においては、感染対策を講じて実施する方向という形としておる部分でございます。

最近では、学級閉鎖の基準、あるいは給食の実施方法等、緩和されるなどの方向という形になってきておりますけれども、基本的には従来どおりの対策を実施しているというものでございます。対策方法としましては、各家庭での検温、健康チェックカードなど、家庭でも児童・生徒の状況をしっかり見ていただきまして、また、家庭内においても体調が悪い方がいる場合等につきましては、登校園を見合わせていただくなど、園や学校による感染リスクが上がらないような協力をいただいております。

また、罹患等の状況についても、園や学校からの一斉のメール発信というシステムがありますので、その配信によりまして、保護者との情報共有が取れるものという形でしております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） なるべく、なるべくという表現はおかしいのですが、感染を縮小する、なくすというのがやっぱりこれからは重要な課題だと思っております。

それで、今のお話の中にも、質問要旨2番目になるのですが、これも大体同じ意味合いを持つのですが、県内では新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、ほかの議員さんも言われましたけれども、医療非常事態宣言が発出されている。

そして、昨日、おとといとテレビでの報道を見ますと、やはり1日の新規感染者も2,000

名から4,000名というような増加傾向が現れております。しかも病床使用率も連日70%を超えていると。そうは言っても、私いろんなニュースを聞いている中で、基礎疾患があるにせよ、やっぱりコロナによる死者数も最近では2桁まで上がっております。基礎疾患というものは、大体60歳以上の方というのはほとんど誰でもあるとは思いますが、死者数も2桁になるということを考えますと、これは侮れないとそういうふうには思っているわけです。

そこで、ウィズコロナに向けて経済活動の立て直しも私は重要だとは思いますが、その反面、村民もコロナ感染の危機にさらされていると考えられます。感染を未然に防ぐことは重要であります。特にリスクが高い高齢者、そして高齢者介護施設、公共施設、教育現場、家庭など、村としてどのような方針でコロナ感染対策に取り組むのか、考えがあるのかどうか教えていただきたいと思っております。

この中で最近では、報道の中で今までは市町村別に患者数を発表されておりました。今はその発表はなくなりました。ですので、先ほども言いましたけれども、村民は非常に不安の中にさらされているというような感じがあります。それで、これからは冬に向けて季節性のインフルエンザ流行も考えなければいけないわけですが、村としてどのようなコロナ対策に取り組むのか、ちょっと考えを教えていただきたいと思っております。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） それでは、初めに、住民課関係の対策からご回答いたします。

まず初めに、全住民の方に向けまして、広報無線で感染予防といたしましてマスクの着用、換気の徹底、手指消毒の周知を行っております。併せまして高齢者介護施設、福祉センター等の公共施設におきましては、マスク着用等の感染予防に加えまして、職員の体調管理、利用者様の体調に合わせた対応、利用者様家族との面会の制限等を施設によっては行っております。

例えば、デイサービスセンターみづきを例に挙げますと、昨年度コロナ交付金を活用して改修いたしました静養室などを活用しながら、密にならないような対策をして感染予防に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） ありがとうございます。

非常に緊張感を持ったことだとは、職員の方は緊張感を持っているということをつくづく考えられるわけです。

それで、先ほども言いましたけれども、市町村単位で発表されていないと、ここが物すごく村民の皆さんも不安を抱えていることだと思います。それで、先ほども言いましたけれども、コロナも収束にまだ向かっているとは私は思いませんし、先ほど言いましたけれども、これから冬に向けて季節性のインフルエンザの流行というものも考えなきゃいけないので、この辺、この両面に対しての対策というものはどのように考えておられるでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） お答えいたします。

今現在、麻績村で取っているインフルエンザの体制でございますが、こちらは各医療機関での個人接種、または施設でのその施設内における集団接種という対応をインフルエンザのほうは行っていただいております。

ただ村内でのコロナウイルスのワクチン接種につきましては、先ほど申し上げたとおり、役場での集団接種、または個人での各ほかの会場での区域外接種というような形で対応していただいている状態でございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） ありがとうございます。

それで、私は常日頃から思っているんですけども、感染対策のサポートというのものも、やっぱり村ではやらなければいけないんじゃないかとそういうふうに思っています。特に先ほど言いましたけれども、高齢者、しかも中には身体障害をお持ちの方も中にはおられます。そういう人たちのケアというものは、特別何か村として考えは持っておられるでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） お答えいたします。

例えば高齢者の方であったり身体障害者の方につきましては、介護保険を使っている方であれば、ケアマネさんを通じてそういう感染予防であったり、民生児童委員さんを通じて独居世帯の方を回ったり、あと、社協さんの配食サービスを利用している方につきましては、社協さんのほうからそのようなアナウンスをしていただいて、感染予防についてお願いをしているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） ありがとうございます。

それでは、コロナ感染に関しましては、ほかの議員さんからもるる質問がありました。それでは、私のほうからは、コロナ対策に対して今まで答弁していただいたことで納得はいたしましたけれども、一番大事なのはやはり未然に自分自身でやはり身を守るということが一番大事なことだと思いますけれども、ぜひ今後とも、弱者に対しての感染対策というものを徹底していただきたいと、このように思っています。

それでは、私は、あと1問質問事項として掲げてあります。

先ほど来、高校生等への通学定期券の事業について、これは、村として高校生の通学に対しては補助を行うのは初めてとなるものでありまして、切れ目のない子育て支援の大きな柱になっていると、そこが主眼だと思いますけれども。

その中で、通学定期の補助について1年生から3年生まで、これに関して今までもいろいろ私のほうでも質問をしてきましたけれども、通学定期券の補助に関しての進捗状況を教えていただければうれしいなと思います。

○議長（峯村賢治君） 白井教育次長。

○教育次長（白井太津男君） お答えいたします。

成人年齢が18歳に引き下げられたこともあり、村では、先ほど議員がおっしゃれたとおり、零歳から18歳までの継ぎ目のない支援ということを行っていくことが重要としております。

その一環、大きな部分としまして、高校生への通学定期の補助ということを行っている部分ではありますが、今年度から実施する高等学校等へ通学する生徒の保護者に対して、通学費相当分の一部を補助することにつきましては、基本的には聖高原駅の利用促進ということも含めておりますので、聖高原駅で購入したものとということにしておりますけれども、補助制度が今回はコロナ交付金を財源としており、また、かつ年度途中で創設されたということもありまして、広報周知という部分を考慮しまして、今年度に限り、聖高原駅以外で購入した定期についても補助対象として、加えて対象の定期につきましては、今年度4月からに遡るといって形をさせていただいたものでございます。

現在の進捗状況をということでありましたので、現在12月の当初現在におきまして32家庭、35名分の申請をいただいている状況でございます。来年度からは、聖高原駅での購入を対象とすることを十分に周知いたしまして、重要な公共機関の施設であります聖高原駅の利用促進につなげていきたいと思っております。

また、補助申請をいただく中で、保護者の方からは、子ども自身に買わせているので、朝の通学時や帰宅の時間には聖高原駅の窓口が開いていないというような声もいただいております。

これにつきましては、土日についても平日と同じように窓口が利用できるということが、まだ知られていないというように思われましたので、今後の申請の案内の際には、窓口の利用時間についてもより丁寧に周知を行い、申請をしていただくという部分につなげていければと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） 今年からやる、始めたというそういう補助制度ですので、それで私は、聖高原駅の利用者増、これは活性化に向けてどのようにこれから考えていくかということがやはり重要な問題となると思います。

今、臼井次長のほうから言われた要するに利用に向けての内容というものは、ホット・情報の中でも記載されていることは分かるのですけれども、全ての人がそれを見ているとは限りません。ぜひこのことに関しても、やはり広報を通じて周知徹底していただくような関係にしていきたいと思います。

それで、まず私も聖高原駅をどちらかというと1か月に一、二回は利用するものであります。しかしながら、これ通勤通学時の時間の時間帯でないものですから、列車の利用客は非常に少なく思います。村のほうとしては、聖高原駅舎には活気を、そして利用促進の活力を取り戻すための考えや対策はお持ちでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今ご質問のとおり、聖高原の利用につきましては、年々これも減少傾向にあるというのは実情ではないかと思えます。これだけ車社会が浸透してきますと、なかなか利便性を考えるとというような形の中で、経費は高くも車でというような形が今取られているというようなことをございます。しかしながら、やはり村の中に駅がある。そして、その駅を活用していろんなイベントとかいろいろができる、そういった恵まれた条件にもあるというのが実情でございます。

今後においても、そういった駅の活用については、村民周知を進める中で、ぜひとも1年に1回や2回は活用してもらいたい。また、今、役場の職員にも言っているのですけれども、職員の中においても、やはり出張等ある場合において車じゃなくて電車で行っても行かれるようなところについては、電車を活用するというような形で職員のほうにも推進はしているわけでございますけれども。

いずれにしましても、麻績村にある聖高原駅、これは本当に村の要というような部分でござ

ございますので、今後についても利用促進に向けて対応を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 飯森議員。

○1番（飯森茂孝君） ありがとうございます。

第7次振興計画も行われるようになっていきます。その中で、やはり駅舎の利用促進と活力を戻す、この考えで、重要課題として村民の知恵を生かして取り組んでいっていただきたいと思っております。

それで、私は先ほど来、住民の皆さんにお伝えしているホット・情報、あれも本当に皆さんが見ているかどうかというのも本当に疑問に思いますので、できるだけなるべく常に村民の皆さんに周知していただくような方法をこれからも取っていただきたいと思っております。

それで、私も今回は2つの質問をいたしたわけなんですけれども、私は、ほかの方もいろんな質問をされております。ですので、私は、今日はこれで一応質問を閉じたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 1番、飯森茂孝議員の一般質問が終了いたしました。

飯森議員にもお伝えしますが、質問事項の要旨以内、通告事項に沿って質問をお願いしたいと思います。

それで、ちょっと早いですが、ただいまから昼食休憩を取りたいと思っております。

再開は1時からにしたいと思います。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（峯村賢治君） 休憩を閉じ、再開します。

◇ 塚 原 利 彦 君

○議長（峯村賢治君） 2番、塚原利彦議員の一般質問を許可します。

塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 2番、塚原利彦です。

通告に基づきまして質問をいたします。

1点目は、村長の施策について。

2点目につきましては、聖高原の今後の別荘政策と居住区となっている聖区への行政対応についてということでお聞きします。

まず、1つ目ですけれども、塚原新村長におかれましては、就任からあと1か月ほどで1年となりますけれども、新たな村政運営に向けて幾つかの実施事業を掲げられました。基本的に前村政の継続、前進という方針で村政に携わってこられましたけれども、私が村民の皆さんと対話をする中では、公約だった給食費の軽減など、評価する声も聞かれました。

しかし一方では、ちょっと目新しさが無い、あるいは、まだもう少し不十分だというような声も聞かれます。こうしたところから、掲げられた政策や方針の全てに関してお聞きすることはできませんが、ここで二、三点についてお聞きをしたいというふうに思います。

まず、質問用紙1ですけれども、村のホームページに関して伺います。

就任後、最初の広報で示された政策方針の中で、情報公開に関してホームページの充実というふうにありますけれども、村として、この情報公開という面で、ホームページの位置づけですね、それから重要度、この辺をどういうふうにご考えておられるか。それから、また、ホームページの更新や管理についてどう見ているかお聞きをしたいと思います。

宮下議員と重複するところもありますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

お願ひします。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思ひます。

ホームページの役割ということでございますけれども、ホームページの役割といたしまして、住民に行政情報を伝えること、それから、地域外住民に自治体の魅力を発信すること、さらには、情報同士を結びつける役割があると思ひます。今では、インターネットの普及、それからSNSの普及によって、情報伝達手段がネット上でやり取りされることが大変多くなっていることから、重要な伝達手段であるというふうにご考えておるところでございます。

更新でございますけれども、更新につきましては、各課担当において、担当課において必

要に応じて情報の更新を行っており、全体的な管理につきましては、村づくり推進課で行っているところでございます。更新情報につきましては、それぞれ担当部署が必要に応じて更新をしております、コロナワクチン接種などのごく短期的に情報更新をするようなものもありますけれども、新しい情報等については、トップのお知らせに掲載をしているところでございます。

ただ、そういった中で、サイトに中には古い情報という部分も載っているということも認識はしておるところでございます。なかなか情報量が膨大なところでございまして、全部把握できていない、確認できていないという状況も認識はしているところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、お答えがありましたけれども、住民の方への周知といいますかお知らせと、それから地域外の情報の発信ということで重要だということですね。

それから、その運営管理についてということで、今ありましたけれども、今、最終的にはどうか、村づくり推進課のほうで、ほかの課から来たものについての掲載等をしていることなのかと思いますが、今、課長もおっしゃられましたけれども、古い情報等も載っているというようなことなんで、その点検、そういったものの点検ですね、それから管理という部分については、単に職員の方任せとかそういうふうになっているのか、そこら辺についてはどうでしょう。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 情報の公開、それから取下げのところについては、各担当のところで行っておりますので、それぞれ職員が全て対応しているという状況でございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 実は、村民の方からも指摘をされております。私も村内歩いていろいろご意見聞きますけれども、ホームページを見ている方からは、見たい情報の掲載が遅い、それから、古い情報がそのまま残っているということで、私も見てみました。例えば、移住に関するガイドブック、ぜひ移住をする方これを見てくださいというガイドブックがあるんですけども、これもちょっと古いものであって、例えば、小・中学校の給食費の負担軽減とか、そういった部分についても掲載もないというようなこともありますし、それから、村

外の方へという欄のところを開きますと、事業者向けの欄のところは、大峠農村活性化センター指定管理者の募集というようなのが残っていたり、これはかなり前のものですね。それから、暮らしの情報のところでも、令和2年度の狂犬病予防注射の掲載とか、それから令和3年の新型コロナ感染レベル4になったというような、こういった記載があるということがあります。

それから、見たい情報が載っていないという点では、議会の議事録とか公民館報等ありますけれども。こういった状態、実際には管理という点でどうなのかなというふうに思うんですが、この辺について、村長の受け止めとしてはどんなふうに考えられますか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今回のホームページ等につきましては、やはり最新の情報を、担当課の担当職員が入力しているというのは実情でございますし、そういった事業が終われば、そういったものを削除する中で、また新たな情報を入れていくというような基本的なスタンスで、今実施をしているところでございます。たまたまそういった中で、やはり過ぎた情報をまだまだ載せているというような、担当の確認が不足しているというような部分も見受けられるわけでございますけれども、いずれにしましても、職員によって入力というような形でございますけれども、今後においても、よく確認する中で対応を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） しっかりその辺の管理をしてもらえればいいんですが、もう少しきちんとした形、例えば定期的に、実はそういうのをチェックする人をね、そういったところまでなかなかできてなくて、職員の方任せになっているんじゃないかなあというふうに考えてしまいますが、やっぱりこれは特にホームページの関係は、村内もそうですけれども、対外的な情報発信ということでもありますので、先ほど位置づけということでお聞きしましたけれども、重要な情報の発信の手段ということで重要度があるというお答えがありましたけれども。しかし、現状のような情報掲載の遅れとか、過去に終わったことがそのまま残っているというような状態では、見てもらいたいホームページの運営というふうには言えないというふうに思います。

村民の方で、ホームページを日頃閲覧しているかどうかということについては、年齢層とか、それから世代によってかなり違いがあると思います。高齢者の世帯では、パソコンとか

スマホとかそういうものを常時見ているというような方は少数だと思います。むしろ、毎日の広報無線、それから広報紙ホット・情報おみとか、こういったもので行政のことを知る重要な手段だと思いますので、放送とかホット情報についてはよりよいものにする努力をお願いしたいところですが。

そして、そのホームページ、これは先ほど課長もおっしゃられましたけれども、これは主に外部へ向けて、村の魅力だとかそれから方針、こういったものを発信するということで、移住とか観光、近年ではふるさと納税、こういった面への効果が期待できる貴重な手段だというふうに、大事な手段だと思います。もちろん、村内へのお知らせや情報発信は、これはもう当然ですけれども、今後、リニューアルを進めるに当たって、対外的な情報発信面では、私はもっと魅力度を増すような画面構成とか内容の検討が必要ではないかというふうに思います。

それから、あわせて、村民の方から、例えば、ホームページの改善に向けてパブリックコメントといいますか、そういったものを受け付けたりして、画面のよりよいものにしていく、そういった形も考えてもらうというようなことを私はさせていただいて、例えば職員の方に任せているということではなくて、そういった視点で、もう少し、重要度のある情報伝達手段ですから、パブリックコメントが村民の方からもらうとか、そういったことについてどうでしょうか、考えは。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきます。

議員おっしゃられるとおり、ホームページの活用については、いろんな活用がなされていると思います。外部への情報発信、それから村民への情報、大事なお知らせ等の部分を担っているわけでございますけれども。

今回、リニューアルを来年3月末に行う予定としておりまして、現在、その事務作業を進めているところでございます。そういった中で、こういった視点でこのホームページを見にくるかというところの中で、村民の方であったり村外の方であったりという、それぞれまちまちでございます。そういった方々が、より分かりやすくその情報にたどり着けるような形の画面構成等も、今回考えているところでございます。

そういった中で、少し運用をしていく中で、それぞれのご意見等があるというようなことでございましたら、また、そのパブリックコメント等は考えていきたいと思っておりますけれども、今現在、パブリックコメント、ホームページに対するパブリックコメントというのはなかなか

かないと思いますので、その辺のところは、今後状況を見ながら考えていきたいと思います。
以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） このことにつきましては、次の宮下議員さんから細部にわたって質問もあるようですので、私からお聞きする点は以上でございますけれども。ホームページの充実ということで、村長の方針として掲げられていますので、ぜひリニューアルだけでなく、更新とかそういった管理の部分、これもしっかりと、チェックをしたり定期的に変えていくというものを、担当者任せでなくて、きちんとした組織的なそういった管理の仕方というものを考えていってもらわなくちゃいけないのかなというふうに私は思います。

それでは、1番はこれで終わります、次にお聞きしたいのは、質問用紙2ですけれども、若者定住促進住宅の居住世帯への定住の方針についてです。

このことにつきましては、今年の3月議会で、私も質問をいたしまして、条例では入居期間は15年と決められていますけれども、入居世帯の将来の住居への考えや要望を把握する調査をすべきではないかというふうにお聞きをしましたが、村長のご答弁は、調査等を早い時期に実施をしていきたいということでした。

先頃、私は本町の住宅に住んでいらっしゃる数世帯の方にお聞きをして回りまして、行政から将来の意向調査、聞き取りなんかのお話、そういったことがあったかどうかと聞きましてけれども、そういうものはなかったということでありました。入居世帯の中には、お子さんが中学生になってきているというお宅もあります。いよいよどうするか考えなくてはいけないとおっしゃっておいりました。

そこで、3月に聞きましたけれども、改めてお聞きをしますけれども、意向調査等も含めて、この若者定住促進住宅にお住まいの皆さんの定住に向けて、どんな政策をどういうふうに進めていくのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、私のほうから、若者定住促進住宅入居者の方の定住に向けた施策についてお答えをさせていただきたいと思います。

現時点で、具体的にお示しできる施策はない状況でございます。

現在、若者定住促進住宅にお住まいの方は、43世帯、156人の方となっております。入居期間を15年としておりますので、現在の家族構成のままの状況とした場合、その入居要件が外れる可能性がある方は、8年後に4世帯となる見込みとされております。退去ではなく家

賃の引上げとなりますが、引き続き入居がいただける状況でございます。また、家族構成が変われば、引き続き入居をいただけるという形でございます。

若者定住促進住宅は、少子高齢化対策としまして、若者定住人口の増加を目的としまして建設がされてございます。若いご夫婦が安価な家賃で生活を行う中で、目安としまして15年という期間で、定住をお考えいただくことをコンセプトとしております。お考えいただき、村内定住を希望される方に対しましては、ソフト面の支援とはなりますが、定住に向けての相談をお受けしてまいりたいと考えているところでございます。

また、今後、そのような相談が多く寄せられる状況となりましたら、住宅地の造成などについても検討を行う必要があるのではないかと考えているところでございます。また、入居されている方の意向調査という形でございますが、若者定住住宅に入居されている皆さんの声を大切にしながら、今後、方向性については検討を考えてまいりたいと思っているところでございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 今、課長からお答えがありましたけれども、まだ先のことだと、私の今受け止めは、まだ8年後に4世帯が該当になるというようなお答えでしたけれども、全体的な答弁として、まだそういうことをしなくても、まだまだ先まで時間があるというようなふうには、ちょっと私は思えません。以前も、現在の条例を変えるか、あるいは新しくするかで、今住んでいるところを払下げといいますか、買い取ってもらうというようなことについての議論も、いろいろ議員の中でもそういう話もどうなのかという話も出たり、多分、一般質問にも出たことがあると思いますけれども。

今年の3月の質問のところでは、売却するということについて、村長のご答弁では、全ての住宅を売却する考えはないと、考えていないというようなことなんですけれども。この売却をしていくという方向についても、定住ということに向けての選択肢ということで考えてはおられるということではないですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今の若者定住住宅につきましては、条例の中でということでございますけれども。やはり今、子育て最盛期の若者のそういったご家庭の経費削減という形の中で、現在、住宅の家賃を格安に下げながら若者定住に努めているというところでございます。これは15年というような目安の時間もあるわけでございますけれども、それが過ぎると、やっ

ぱり一般住宅と同じような形の中での家賃という形になっていこうかと思えます。やはり違った住宅に住んでいる方々とレベルが同じになっていくと。あくまで子育てのそういう皆さん方に対する支援という形の中で建っている住宅でございますので、ある時期が過ぎれば、一般の皆さん方と平等の中で、家賃を支払いいただくというような形でございます。

この住宅等についても、やはり販売するかしないかという議論は、まだまだいろいろと補助事業等々、また、起債等々使う中においては、明言するような時期ではございませんので、あれでございますけれども、やはりそういった形の中で、今後相談を小まめにする中で、また空き家情報、あるいは空き地情報等々お知らせする中で、ご相談、ソフト面でご相談にのっていただければと考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 私が先ほどちょっと申しましたけれども、本町の住宅何軒かお聞きをした中で、2世帯の方が、住み慣れた家なので、買い取ればぜひそうしたいということでした。それから、本町地区の皆さん、非常に親切にさせていただけるから、ぜひできれば、ここで住んでいければというようなご希望を言っておられました。

いずれにしても、条例では、高校に在学中まで、あるいはまた、特別の事情があれば入居期間の延長を認めるというふうになってありますけれども、特別の事情がない限り退去していただくということになりますから、これは条例を変えるか、新たに制定するかというようなことで、麻績に住みたい方は、自分で住宅用地を探すなり、空き地の交渉なりをしてくださいというのが、今の現実だというふうに思えます。

まだ期限までに時間があるということではなくて、先んじて定住政策を検討して具体化するのが行政に課せられた仕事だというふうに思えます。先ほど課長のほうから話はありましたけれども、具体的に、そういった今住んでいらっしゃる方の定住をできるだけ支援していくとか、そういったことについての方針というのは、当分まだ考えてはおられないということでしょうか。それとも、ある程度、来年あたりはそういった意向調査もして、少し検討を始めるというようなことになるのか、改めてその辺をお聞きします。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 若者定住住宅の中の声が、大勢の方がそういう声を持っているということになれば、お知らせ、調査をする中で、そういった声も大切にしていかなければと思っているところでございます。

そういう中では、やはり住宅というような形で、ときの間この麻績村にいて、また違う場

所へというような方もおりますし、いろいろな方々の考え方がございますので、そういった部分につきまして、今後、声を聞かれればと思うところでございますけれども。あくまでも若者定住住宅ということで、若い方々の、麻績村に来ていただいて住んでいただくという目的の下に建てた住宅でございますので、そういった初期の趣旨等もご理解いただければありがたいかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） お答えがありましたけれども、若い方が子育てのために住んでいただく住宅ということで、そうすると、逆に言いますと、子育てが終わって、子供さんが大きくなったら出ていっていただくと、で、新しい人に入ってもらうと、こういうような部分も感じられてしまいます。やっぱり、せっかくここに来て住んで、麻績に住みたいという方ですので、ぜひ定住に向けた施策というのを、まだまだ先とかそういうことでなく、空き家のこともありますけれども、積極的に考えていただくのが、私は行政に課せられた仕事だと思っております。

では、続いて、質問要旨3に移りますけれども。村長の公約でもあります、聖高原駅前の整備についてということでお聞きをします。

このことにつきましては、本年3月議会で、清水議員さんが質問をされておりますけれども、このときのご答弁では、職員レベルで視察等をし、研究を進めたいというふうにお答えがされておりますけれども、この駅前の整備というのは、どんな整備を考えておられるのかお聞きします。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきます。

駅前については、ご承知のとおり、明治町通りをはじめとして閑散としているような状況でございます。そういった中で、駅前の整備ということで、商工会も商工会館の老朽化等の耐震不全というような部分もございますし、それから、駅に通勤通学で来られる、自動車で来られる方、こういった方たちの安心・安全ということの中で、今、ロータリー的な形ではなく乗り降りされているということで、そういった部分の安全を考慮した駅前整備。それから、この村の中で、コミュニティを、外との交流というような部分の施設というようなもの、複合的なことを考えて総合整備という形で、現在、検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 3月のご答弁のところで、職員レベルで視察をし検討するということが、それはどういう理由なのか。例えば商工会とか、それから地元の区の皆さんとか、そういったところの皆さんとということではなくて、何か職員の段階である程度検討して青写真をつくと、そういうことなんですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） なかなかそういった事業の推進につきましては、やはりどういったものがいいのか、また、どういった形態がいいのか、そして、そういうものをつくるにおいては、どういった情報がいいのかというような部分について、やはり職員レベルの中で、ある程度検討する中で、今、麻績村については、こういった事業が有益であるというような部分で研究をしながら、そして、ある程度研究を進める中で、段階的に一步一步、事業の推進を図ればと思っているところでございます。

いずれにしても、これ整備云々といいますが、なかなか村の事業においても、かなりの事業がございますので、そういったものの中には財政も考えていかなければなりませんし、また、全体的なそういった工事費等の財源も考えなきゃならないというようなこと。それからまた、違ったこういった部分じゃなくても、道路関係、福祉関係、いろいろなそういう事業もございますので、そういったものを全体的にどういう形でいくかというようなことまで検討していかないと、なかなか一気呵成というような部分では行えませんので、実際的には、職員の中でどういったものがいいかというような部分で、いろいろなものを比較する中で、検討を進めているということでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） そうしますと、公約といいますか、そこに載せてお示しされているということなんですが、いつ頃までに、ご予定というか、ある程度、展望としてはいつ頃までにこの事業を完了させるというようなことの計画がありますか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 現在、そういった部分につきまして、協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） いずれにしても、具体的に、いいような方針やスケジュール等がしっかり決まってくれば、ご報告をいただきたいというふうに思っております。

では、続いて、質問事項2番のほうの、聖高原の今後の別荘政策と居住区となっている聖区への行政対応についてというところで、お聞きをしたいと思います。

まず、聖高原の別荘地ですけれども、これは、東は冠着山近くから西は坊平の上まで広範囲にわたっています。別荘地分譲事業が始まってから60年になりますかね。かつての高度成長期の隆盛はなくなって、今では、区画全体の6割以上が村に戻ってきています。全盛期は、村の自主財源の根幹を成す一大事業でしたが、今日に至っては、自主財源に寄与するという状況でなく、課題を抱えながら運営は続いているという状況だと思います。

そこで、この別荘事業に関してなんですが、平成21年に、聖高原別荘事業の抜本の見直しに係る答申書が、村に答申をされました。この答申書に関して、2年前の令和2年12月の議会で、当時の議会議員の一般質問がありまして、ここで前高野村長は、これは前の執行者が諮問をして進めたことだと。その後、執行者が自分に代わったということだけれども、自分としては答申書に基づいて計画策定をする考えはないというご答弁でした。

そこで、塚原村長にお聞きをしたいですが、質問要旨1として、村長は、この答申書はご覧になられたかと思いますが、ご自身ではどのようなふうにご考えられますか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） お答えをしたいと思います。

今、議員のおっしゃるとおり、自然豊かな爽やかな高原を売りに、昭和37年より聖高原の開発が進められ、別荘分譲を主体に、高度成長期の波を捉えて大きく展開をしてまいりました。それから、別荘開発から約60年が経過しており、その過程の中にはオイルショック、バブルの崩壊、リーマンショックというような世界経済の停滞が起り、日本経済に大きな打撃をもたらし、別荘所有者のニーズも変わり、その都度、別荘事業におきましても大きな影響を受けてきたのが実情ではないかと思っております。

そんな中で、平成21年度に麻績村別荘地等研究検討委員会が開催され、検討の結果、聖高原別荘事業の抜本的な見直しに係る答申書が提出がされているわけでございます。別荘地としての地上権分譲方式の基本理念は変えることなく、契約解除となった区画の販売促進に向けての考え方や、販売エリアの重点的な取組、下水道の整備や森林環境の整備など、多方面にわたり答申をなされているのが実情でございます。

答申を受けましてから十数年がたちましたが、その間における誘客に向けて事業も推進し

てきましたし、取り組んだ事業もありますが、ここに来て、コロナという目に見えないウイルスにより観光事業が大きな影響を受けており、地上権の解約も増えつつある現状では、今後別荘の集約等々、新たな模索もしなければならぬのかなとも考えるわけでございますけれども、答申に基づいてのいろいろなその中にうたわれた事業については、鋭意努力推進をしてきた部分ではないかと思えます。

今後においては、こういった流れの中での課題等については、また研究、検討していかなくちゃいけないかなというような形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 前村長は、自分は自分の方針でいくんだということで、この計画策定ということはないということでしたけれども、今のご答弁をお聞きすると、ある程度検討を、今後していくこともあるかと思うということかと私は受け止めます。

それでは、質問要旨2としてお聞きをいたしますけれども、現状の別荘政策を続けることに関して、行財政の負担、それから費用対効果、こういうことについてはどのように考えておられるか、そして、別荘事業の政策自体の再検討というようなことは考えておられるかどうか、ないかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） 私のほうからお答えをいたします。

高度経済成長の始まりとともに、昭和38年から始まりました聖高原別荘地開発につきましては、麻績村に多大な収入をもたらすと同時に、麻績方式により、麻績村の知名度を高めてきました。

聖高原につきましては、別荘地であるとともに観光地でもあることで、大勢の人に訪れていただき、現在に至っております。別荘地につきましては、当初、分譲契約数が約1,800区画ありましたが、令和3年度末には650区画まで減少しております。社会経済情勢の変化や世代交代などで、近年、特に別荘地の契約解除が進み、現在は2回目の地上権更新時期を迎えている中で、今後は、さらに契約解除が増加すると見込まれます。年々、契約解除が増加する中で、これまでも契約区画の集約化など、別荘地事業に係る抜本的な見直しの必要性について提案され、研究、検討をおこないましたが、契約区画が広範囲に点在している現状から、集約化など見直しが思うように進んでこなかったことも事実であります。

別荘地開発から約60年が経過しまして、別荘地の現状も大きく変化している中で、施策の

再検討などの必要性は十分に認識しているところでございます。まずは、新たな地上権設定の際には、販売区画を限定するなど、時間はかかると思いますが、結果的に集約化、財政負担の削減につながって、費用対効果の高い別荘地事業の展開が実現できるよう努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） ただいま課長さんのほうからお答えがありましたけれども、先ほど村長に質問要旨1でお聞きをしたんですが、今、課長さんのほうで、費用対効果や今後のことについてということで答弁ありましたけれども、ご自身のお考えをもう一度、村長からお聞きしたいと思います。この行財政の負担、それから費用対効果やそういうことについて、今の課長さん、ご答弁があったんですけれども、村長さんとしてはどんなふうに。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 観光事業につきましては、今も逐次進めているわけでございますけれども。やはり相対的な部分については、ある程度検討の余地もあるのかなと思っているところでございますけれども。いずれにしましても、今進めている事業につきましては、誠心誠意努力をしていくという形で、今後は取り組んでまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） ちょっと単純な、本当に単純なことになるかと思っておりますけれども、今後の方針として、別荘地の販売に力を入れて、宣伝もして、もっと積極的に進めていくという方向なのか、あるいは、あんまり言い方よくないですが、成り行き任せというような形でいくのか、その辺についてどんなふうにお考えですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 基本的に、聖高原の観光開発につきましては、麻績方式というような形の中の地上権分譲方式で進めてきた経緯がございます。地上権等については、解約になったとはいえ、今後もそういった部分については、もしそういうご利用者さんがいるということになれば、積極的に推進をしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 私は、平成21年の答申書が出されたときから考えれば、今はさらに、

この別荘事業については課題が多くなってきているということで、再検討が必要だというふうに思います。やめてしまうということではありません。しっかりした再検討に基づいて歩むべきだというふうに申し上げたいと思います。

では、次の質問に移ります。

聖高原の別荘地を定住地として暮らしておられる方が、現在40人近くおられると聞いています。そして、居住して村民となっておられる方で、かなりの方が60歳以上の高齢であるとも聞いています。現在、聖高原別荘地は聖区という区の一つになっていまして、村としては行政サービスを行う対象であるというふうに思います。ただ、ほかの集落、区と違って、住居も広く散在しており、まとまって活動することはできません。

そうした中、住民の方からは行政への要望の声も上がっています。以前、私が一般質問でお聞きしたのは、交通手段、つまり足の問題です。現在、村営バスは聖湖までは来ておりますけれども、別荘地内の自宅から聖湖のバス停までの手段で困っている方、こうした方の願いに応える施策をお聞きをしたんですが、前村長のご答弁は、この地が気に入って来られたんですから、ご自身で対応していただきたいと、村としては対応できないという趣旨のご答弁でした。他の地区のような対応は難しいというふうにはいっても、同じ村民の方ですから、高齢者福祉や医療、介護、防災対策など、別扱いすることはできないというふうに思います。

そこで、村長にお聞きしたいんですが、質問要旨3ですけれども、聖区の村民の皆さんに対する行政サービスの現状をどんなふうにかえ、今後どうしていくかお聞きをしたいと思います。

○議長（峯村賢治君） 宮下観光課長。

○観光課長（宮下浩保君） お答えをさせていただきます。

聖区には、現在36名の方が在住しております。家族構成としましては、ご年配のご夫婦、また、お一人で暮らしている方が主となります。聖区における行政サービスの現状でございますが、行政からの連絡事項につきましては広報無線、配布物につきましては、聖区の場合は広範囲に生活拠点が点在しているため、定住者に直送でお届けをしております。

道路の除雪につきましては、聖高原は、幹線道路を中心に網の目のような支線まで除雪をし、日常生活に影響が出ないよう、また、緊急時の対応に遅れが出ないように努めているところでございます。しかしながら、広範囲を限られた人員、重機で作業を行っているため、ご要望どおりはいかず、ご不便をおかけすることもございますが、通勤等でお急ぎの場合には、優先して除雪をするよう心がけております。また、個人の敷地内や周囲の除雪につつま

しては、基本的には聖高原管理センター、聖高原リゾート、有償ボランティアなどのご利用をお願いしているところがございますが、緊急時には観光課職員が対応する場合もございます。

そして、移動手段でございますが、聖高原という場所柄、在住している多くの方が自家用車をお持ちになられている状況です。このような中で、公共交通機関につきましては、現在、村営バス定時路線としての聖高原線があり、月曜日から土曜日まで、朝夕2往復運行しておりますし、地域循環型バスとして、水曜日と土曜日に3本運行してございます。また、バス以外にはタクシーをご利用いただいている状況でございます。

特に、移動手段の確保、除雪対策につきましては、聖区に限ってのことではございませんが、大きな課題であることは事実であります。村営バスにつきましては、現在、課題解決に向けて、村全体で総合的な検討をしているところでありますし、除雪につきましても、ケースによっては、在住者のご理解をいただかなければいけないこともございますが、生活に支障が出ないように対応していきたいと考えております。

いずれにしましても、聖区在住の皆さんにおきましては、麻績村の村民として行政サービスに差が出ないように今後も努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 塚原議員。

○2番（塚原利彦君） 私も直接村民の方からあまりお聞きはしていないもんですから、実情が本当にどうなのか、もう少しお聞きをしてみなきゃいけないんですが。今お答えになった中で、特に交通手段ですね、これについては、今はまだ車を持っておられる方が大勢いると。けど、中にはデイサービスへ行っている方も、今住んでいる方ではそういう方もいらっしゃいますが、多くの方が、今60歳以上の方が多いということで、今はまだよくても、今後そういったことに支障といいますか、何とかしてほしい、例えば免許返すようになるとか、それでもここに住んでいたいというようなことになる場合が想定されますけれども。やっぱりこれは、今のところやっているのも、とにかく交通手段については、新しい交通システムとか、これから検討もあるのかどうか分かりませんが、そういう中で対応できるか、はっきり分かりませんが、できるだけ、私は前から言っているように、デマンドのような形が取れば、そういったことも聖区に対して、行政としてやってもらえれば一番いいんですが、費用の関係、その他いろいろあるかと思います。

ぜひ、これは地元の区といっても、皆さん、役員さんとか区長さんいるかもしれませんが、

みんなで集まって話し合いをするか、そういうことはなかなかないと思いますので、とにかく住民一人一人の方と向き合っていて、それから、管理センターなんかとも一緒になって、方針や施策をよく検討してもらいたいというふうに思います。先送りにせず、そういったことの実情ももう少ししっかり把握して、今、一生懸命やっています。特に公共交通の関係なんかについては、そういった部分を配慮してもらいたいというふうに、私は思います。

時間がまいりました。ここまで村長の施策に関して、それから、聖高原の別荘事業に関してお聞きをしましたが、来年度に向けてお考えもあろうかというふうに思いますけれども、村民との協働を進め、活気を感じる村づくりを、ぜひお願いをしたいというふうに思います。

お聞きすることは、これで終わりますが、最後にちょっと申し上げたいことがあります。

先ほど宮川議員から質問がありました役場内でのコロナ感染なんですが、私も気がかりでした。今回、行政内で感染者が出たことは残念ですが、現実として受け止めるしかないわけです。大事なことは、当然ですが、日常の感染防止対策、それから、発生をしたらその事後対応、これをしっかりと行っていただく。村民の皆さんに不安を与えないよう、私はアナウンスをしてもらうべきだというふうに思います。残念ながら感染者が出ましたが、しっかり事後対応をしておりますので、安心して役場に来てくださいとお伝えをしてほしい。ぜひ、村民の皆さんに疑心暗鬼を持たせるようなことのないように、今後もぜひ、村民の皆さんから信頼される役場であるように努めていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 2番、塚原利彦議員の一般質問が終了しました。

◇ 宮 下 朗 君

○議長（峯村賢治君） 3番、宮下朗議員の一般質問を許可します。

宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 3番議員の宮下朗です。よろしくお願ひいたします。

本日の質問内容は通告いたしましたとおり、麻績村の情報発信について、防災無線、同報

無線について、空き地の現状と今後についての3項目です。

それでは、早速、麻績村の情報発信ということで質問させていただきたいんですけども、今回、特にホームページについてですけども、先ほど、塚原議員のほうからの基本的な考えについては、村の方にもお伺いしたので、答弁ありましたので、私は具体的な内容についてというようなことでちょっとお聞きしたいと思います。

本年度の予算で、数年ぶりの大幅なリニューアルということで、500万円以上の予算が見込まれているようです。それで、今回のリニューアルに当たりまして、プロポーザルで業者の選定をしたということですけども、今までのリニューアルについての流れと経緯をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） お答えをさせていただきたいと思います。

ホームページにつきましては、平成27年に前回のものが構築されまして、今まで使っている状況でございます。そういった中で、6年を経過する中で、ホームページの更新時期、当時の情報、それから技術のところから飛躍してきておりますので、このタイミングでリニューアルをしていくというようなことで、今回、3月までに構築をする予定としております。

今現在でございますけれども、プロポーザルによりまして業者選定を行っております。トップページのデザイン案の確認、それから新カテゴリーの検討、それからデータ移行について、確認を今現在行っているところでございまして、今月中には、ある程度の方向性を出していきたいというふうに思っております。3月の完成に向けて、今進めているところでございます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 業者は一応決まっているという解釈でよろしいですか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 業者選定はなされております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） それでは、多分2社とお聞きしているんですけども、その選定基準といったものはどういったものだったのでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 指名方式でございまして、業者5名指名をさせていただきまして、実際にプロポーザルに参加された業者2社ということでございます。

選定基準につきましては、会社の信頼性、それから業務の実績、業務の遂行能力、それからサイトのデザイン性、それから検索性、それから運用保守体制などを考慮して選定をさせていただいております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 分かりました。

それでは、現在のホームページからリニューアルするということでもありますので、やっぱり一番の今回の改良のポイントというか、うたい文句とかそういったものがありましたら、お聞かせ願いたいと思いますけれども。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） うたい文句というか、全体的な変更・改良点ということでお願いをしたいと思います。

全体的には、閲覧をしていただく方に、迷いなく見やすく探しやすいデザインということ。それから、記事投稿や編集をするこちら側の、行政側のほうのストレスなく操作が簡単で変更ができるというようなものにしていきたいということ。それから、デザインとか要素でございまして、現在のサイト、フラットな情報取得型のデザインということでございまして、情報に優先順位をつけて、ブロック単位でまとめることで、見やすさ使いやすさを向上させるということをしていきたいと思っております。見る側の情報ということで、住民が見たいサイト、それから外部から見たいサイトというのは、なかなか皆さん違うわけでございます、その辺を、今のホームページは一体的な中から検索をしていただくような形ですが、今回リニューアルに当たっては、どちらかを最初に選択できる形の中からというような形で、デザインをしていきたいというふうに考えております。

それから、コンテンツとか設計の段階では、階層を基本的には3クリックくらいで、最終的に見たい情報まで到達できるような形の構築を考えているところでございます。それから、技術的なことですが、CMSも新しいCMSを導入いたしまして、操作性がよくて、セキュリティー対策も万全というものに替えて、目的、要望に合わせて柔軟なカスタマイズができるようなCMSを採用させていただくという形でいきたいと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 先ほども、塚原議員のほうからもお話ありましたが、とにかくやっぱり更新しやすさがまず一番のところであると思います。ぜひ、そこら辺のところの注文もよろしくお願ひしたいと思います。

それから、デザインのほうですけれども、やっぱり27年の更新ということなんですけれども、いまだに何かちょっと工事中みたいなアイコンがそのまま残っていたりする部分もあるので、そういうデザインの部分でもちゃんとなるべく完成形にして、職員の皆さんにあまり負担かけないで、見栄えのいいものになっていくような形で改良をお願ひしたいと思います。

続きまして、これは先日の筑北中学校に皆さんのふるさとプロジェクトでも要望ありましたけれども、ぜひ、今のことですので、SNS、またユーチューブ等の動画配信、そういったものを連携してほしいというような注文も来ております。先ほど加瀬教育長さんもおっしゃっていましたけれども、筑北中学校の生徒たちもSNSに費やす時間が全国平均より多いという話も聞いていますので、ぜひ、多分こういうことも研究した成果も出ているんじゃないかなと思うんですけれども、私もそう思います。

特にユーチューブは、今日も議会のほうでユーチューブの一般質問配信をしていこうじゃないかという、まだ研究段階なんですけれども、非公開で配信もしております。それに当たっても、職員の皆さんにもオペレーターを1人増やしていただいたりして、本当にありがたいと思うんですけれども。そういうユーチューブサイトというようなものも、やはり連携していくようなサイトにしてもらいたいと思うんですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原推進課長。

○村づくり推進課長（塚原敏樹君） 議員おっしゃられるとおり、今、ユーチューブであるとかSNSの外部サイトということで、ニーズはある、あるというか高まってきているという状況は認識をしております。今回の管理システムの中では、この連携についてはシステム上可能ということでお聞きをしているところでございます。

最終的な問題は、議員も認識をされていると思いますけれども、これをどう、運用するかに当たって、職員がこれを運用するということになりますので、ユーチューブの発信の部分については、そのときだけということになりますので、その辺は可能ですけれども。このSNSに対応していくということになると、それ相応の職員の事務量というか仕事量が増えていくということもあって、この辺については、今後、庁内でよく検討する中で、どういう方向にもっていくかということを探っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 今、前向きに検討していくというような形でご返答いただいて、職員の負担ということもあります。次の質問の要旨でもありますので、更新管理に当たって、やっぱり職員の方々の負担というのは大きくなっていくと思うんですけども。例えば外部の方を入れるとか、先ほどの塚原議員の質問にもありましたけれども、パブリックコメントということもありますけれども、一番は、例えばホームページのモニター制度とかそういったもので、例えば、若い中・高生とかもぜひ参加していただいてチェックしてもらって、ここはもう少し更新したほうがいいよとか、こういうふうに直したほうがいいよというようなアドバイスをもらえるような、そういうモニターの方を何人かつくっていただいて、その事務が増えるということはあるかもしれないですけども、ぜひ、そんなような形で管理もしていけばうまくいく部分もあるんじゃないかなと思います。

それから、課の連携ですけども、やっぱりホームページの分かれたサイトによって、更新スピードが違っているのが現状だと思います。どうしても、本来更新していかなくちゃいけないサイトがそのまま止まっていると、すごく違和感を感じるというか、このサイトはどうかなというふうに感じちゃいますので、何とかやっぱり、村づくりのサイトだったら村づくり推進課の方は一人責任者になってもらって、よく連携を取る中で、サイトごとのばらつきのないようにぜひお願いしたいと思います。

それでは、次に行かせていただきます。

防災無線と同報無線についてですけども、ここでいう防災無線というのは、特に移動系の無線で防災に使っているもののことを、私、今言っているんですけども、これについて現状と課題がありましたらお願いします。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

防災無線の現状はということですが、麻績村における移動系の地域防災無線につきましては、災害発生時など、迅速な連絡体制を確保することを目的に整備をされております。当時、整備の段階では260メガヘルツ帯を使用するデジタル移動通信システムを採用しております。平成14年までに役場の統制局設備、中継局設備として城山中継局、陸上移動局設備として、半固定の無線装置、それから車載型の無線装置、加えて携帯型の無線装置をそれぞれ整備しております。これによりまして、平成15年度より運用を開始して、現在に至って

いるところでございます。

また、台風19号災害の教訓を受けて、現在は、一時避難所となっている地区公民館についても携帯無線装置を配備し、緊急時の連絡体制の確保を図っているところでございます。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 通信エリア等で、不具合とかそういったことは今のところないでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 今のところそのような状況は認識しておりません。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） それでは、続いて同報系、これはお知らせ放送とか、野外にも固定のスピーカーとかついていますけれども、固定系の無線の現状についてもお聞かせください。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、同報系無線の現状についてお答えをさせていただきます。

当村の同報系の防災行政無線につきましては、アナログ方式でございます。平成15年度に役場に親局設備、中継局設備につきましては城山中継局、子局設備として屋外の拡声装置と各家庭に個別受信機を整備しております。また、地区内放送のための地区遠隔装置も同時に整備をされています。運用につきましては、平成16年度より運用を開始しておりまして、現在、緊急時の一斉放送のほか、1日3回のお知らせなどの定時放送などに使用しているところでございます。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） この個別受信機につきまして、二、三年前より大分聞こえが悪いとか、聞こえないとかいう不調が結構聞こえてきております。それと、地区の電話機かな、電話機とか地区の公民館から地区内の放送をかける装置の、多分老朽化とかそういうこともあると思うんですけども、うまくいかない、もう使っていないとかそういう声も聞こえてくるんですけども。そこら辺の修理、方針、管理等についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 先ほど説明させていただきましたが、同報無線につきましては、使用期間18年を経過しております。これによりまして、設備の老朽化による改修も必要な箇所も出てきておりますので、後の質問にもございますけれども、当村においてもデジタル化に向けて更新をしてみたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 次の質問事項の関連でもありますけれども、昨今、自治体のDXも進みまして、近隣市町村でも携帯端末の回線を使った配信というようなものも出てきています。特に防災系については、どうしても何かすごい大災害があったときに、役場の通信室が被災しちゃうと、もう防災無線が配信できないような状態の中で、こういったスマホとかタブレットとかを使って、これから配信して村内各戸にまでつながる。それからまた、あるいはお知らせ放送も、スマホの独自アプリみたいなもので配信して皆さんに伝わるというような、両方、今までのシステムもある程度生かしながら、そういう最新の技術を使って配信するようなことも大分導入してきているところもあるようです。松本市とかももう始まっているような情報が入ってきていますけれども。そこら辺、今後の防災、また、お知らせ放送についての今後についてはいかがに考えておりますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 今後、よりよい方向に向けて研究をしてみたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） このアプリの系統とか、タブレットとかいうものに関しては、多分私たち議員の間でも、最近ではLINEを使った一斉配信みたいなこともやっております。ある程度、団塊の世代くらいまでだったら、もうスマホをみんな持っていますし、銀行のATMとかでもタッチパネルなんかも使い慣れていますし、もうある程度の高齢者とかそういうことに関してもタブレット等は使えると思います。ある程度予算の問題もあるかもしれないですけれども、高齢者の、一人暮らしの高齢者にはタブレットを配布して、医療とか、あるいはこれからはオンデマンド交通とか、そういったことにも生かせるようなものにもなっていくかなと思うんですけれども、そこら辺、村長さんの考えはいかがでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 議員さんの言うご意見はもっともだと思います。なおかつ、今、国の

ほうではDXというような形の中で、デジタル化に向けて取組の推進を推奨しているところでございます。

しかしながら、こういった町村にとりましては、なかなか費用対効果等もございませし、また、財政的な問題もございませ。こういった一つのものをやるということは、この同報無線、あるいは防災無線等においても、一つを入れ替えるということには数億円というような予算もかかります。そういった中で、これも本当に計画的に、また、村民の皆さん方が暮らしやすいような方向に安価で取組ができるような方法も、今後模索していければと思っておりますので、またご意見よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） こういう最新の技術、変わってっちゃうということもあるんですけども、大分安価でできる部分もあると思ひますので、今後ぜひ検討をしていっていただきたいと思ひます。

それでは、次、3番目の質問に入らせていただきます。

村内の空き地の現状と今後の対策についてということでお聞ひしたいんですけども。私がここで言う空き地というのは、空き家が解体された後の跡地というような意味合ひでお伺ひしたいと思ひます。

前回の一般質問で、私、空き家対策について質問した際に、平成30年度の聞き取り調査で、空き家総数が180戸、修繕が必要な建物が61戸、倒壊危険建物が19戸というようなデータが出ておるんですけども。4年経過しまして、多分、全体的に増加しているんじゃないかなというふうに考えております。そんな中で、例えば、当時の倒壊危険建物19戸とかそういったものは、今はどうなっているのかとか、そういうことは村のほうでも把握しておりますでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） それでは、把握状況についてお答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、平成30年度に、区長によります目視による調査が実施されてございます。村におきましては、それ以降、調査がされてございませ。状況については把握ができてないという形でございませるので、よろしくお願ひいたします。

以上でございませ。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） これについて把握していないということなんですけれども。空き地につきましては、どうしても空き家、修繕可能な空き家があります。それで、その中でも、前回の質問でもお答えいただいたんですけれども、空き家バンクに登録がなかなか進まない。結局、修繕が可能な空き家でも、相続した方等がもう手放さないということもあるし、貸さないとか修繕しないとかいう中で、そういう空き家があって、修繕が必要であるけれどもそのままになっている。そうすると、自然と倒壊の危険が出てくる、そうすると解体する、そうすると空き地になるという、こういうサイクルが、もう想像以上の速さで進んでいくと思われま。

今年度より、空き家改修及び片づけ等事業補助金が始まりましたけれども、これは確かに、移住定住促進の観点からも大変有効な政策だと思って評価しておりますけれども、空き家バンクへの登録が進まない現状を考えますと、一部自治体ではもう始まっておりまして、改修補助、解体補助、跡地再利用補助といった一連の流れで政策を考えていかなきゃいけない時期に来ているんじゃないかなという感じはあります。

そんな中で、空き家対策計画の中に、空き地まで考えた計画を組み込んでいくとかいうそういう考えはありませんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原振興課長。

○振興課長（塚原貴志君） お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、状況については、平成30年以降調査が行われていないという形で、把握ができていないとお答えをいたしましたけれども、この空き地の状況については、把握は必要だと認識をしております。把握の方法、調査エリアにつきましては、今後、検討しなければなりません、方法につきましては、空き家の実態調査と併せまして行うことも考えられると思っております。

また、調査エリアにつきましても、例えば、聖高原駅周辺等々に絞ったものも考えているところがございます。まずもって、空き家の改修等々につきましては、前の議会でもお伝えをさせていただきましたが、改修の補助がございます。そういったものを活用いただく中で、建物にニーズがあるうちに売却、賃貸等に進めていただければと思っております。

続きまして、空き家計画の中に、空き地の部分を取り入れるかという考えにつきましてお答えをしたいと思います。

まず、空き家の計画の進捗状況からお伝えをしたいと思います、計画の作成の進捗状況

でございますが、現在、作成事務を進めているところでございます。現時点の予定ではございますが、令和5年4月から計画の運用を始めたいと考えているところでございます。

空き家対策計画につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法により作成されるものでございます。この法律においては、「空家等」とは、「建物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がされていないことが常態であるもの及びその敷地」と、「ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く」とあります。これを踏まえまして、空き地に関しましては計画に取り入れる考えはございません。

しかしながら、空き家等の除却後の空き地につきましては、何らかの形で活用がされることが望ましいと考えているところでございます。

村といたしましては、麻績村空き家等情報登録制度への登録を促してまいりたいと思えます。

また、先ほど申し上げましたが、空き家等の実態調査につきましては行われておりますが、所有者または管理者がおおむね把握ができている状況では、平成30年当時ではありました。しかし、今後、時間の経過とともに所有者の把握が難しくなっていくと、そういった部分も懸念されるわけでございます。

また、空き家の外観から推測される状態ではございますが、約4割がそのまま居住が可能であると。また、管理の状況についても、定期的な管理がされている空き家が多くと、早い段階での売却、賃貸などによりまして活用がされるということが望ましいという形で、繰り返しになりますが、そんな考えでおります。

まずもって空き家、空き地にならないことが重要でございます。今後、所有者に対しまして、広報紙、ホームページなどを活用し、引き続きとはなりますが、麻績村空き家等情報登録制度の紹介や空き家改修等補助金、耐震診断・耐震補強補助金などの活用を促すように啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

昨日の新聞に掲載されておりましたが、政府などによります相続家屋の売却、減税特例が延長する方向で調整に入ったということでございます。相続時に発生しやすい空き家の利活用を促進し、増加を抑制する目的であるようでございます。所有者には建物、土地に対しますニーズがある早い段階で、繰り返しになりますが、売却などをご検討いただきたいと考えているところでございます。

空き家計画につきましては、空き家を除去した跡地の活用の促進に関する事項を記載するようになってございます。また、計画を運用する中で、必要に応じまして見直しを行うものでござ

ざいまして、空き地に限らず、修正、追加の記述が必要となった場合には、都度対応してまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） ぜひ、空き家の活用、それからそのものについても、相対的に検討する中で進めていっていただきたいと思います。

それでは、もう一つ最後に、これは最近の農業新聞等にも載っていたんですけども。来年の4月より開始予定の、相続土地国庫帰属制度というものが始まるようです。これはやっぱり土地を望まずして相続した人に対し、一定の条件と10年分の土地管理費用相当額の負担金を支払えば、国に返還できるという制度ということで、農地や山林も含まれていくような制度になっているようです。要件はかなり厳しそうなんですけれども、過疎地とか、こういう土地の価値の低いところとか、こういう麻績みみたいな場所では、そういう望まずに相続した方、手放したい方は、こういう制度を利用したいという人も出てくるかなというふうに感じておるんですけども。村としてのここら辺についての考えはどうでしょうかということで、お聞きしたいんですけども。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） ご質問の相続土地国庫帰属制度の関係でございますけれども、今、議員おっしゃられたように、土地利用ニーズの低下等によりまして、土地を相続したものの土地を手放したいと考える人が増加していること。また、相続を契機として、土地を望まずに取得した所有者の負担感が増して管理の不完全化を招いていると、このような背景から、相続等により取得した土地の所有権の国庫への帰属に関する法律が成立し、また公布されて、令和5年4月27日から施行されることとなっております。

相続土地国庫帰属法は、相続等によって土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を得て、その土地の所有権を手放して、国庫に帰属させるという制度になっております。この制度につきましては、国の施策として行われるものでありますので、特段、現在のところ、村として対応をする予定はございません。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 周知、広報とかそういうアナウンス的なことはするということはあるんでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） 国の政策でありますので、国のほうから村のほうへ広報してくれというアナウンスがあれば、積極的にしていく予定はしておりますが、現在のところ特に予定はございません。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 多分、麻績でも、なかなか相続が進まないというような事例もかなり出てくると思いますので、そういうことも含めて空き地等の対策、またぜひ、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと一つ、この空き地に関して追加で質問させていただきたいんですけども。

先日、明治町の地区におきまして、村において一番大きな商店であった建物が解体されました。それで今、空き地になりました。それでまた、その南側には、昔、医院であった3階建ての建物が、多分今は村有地になって、村の建物になっていると思うんですけども、大分老朽化して危険建物に近い状態になってきていると思います。

そこで、村長にお伺ひしたいんですけども、村所有の建物を解体して、先ほどの一連の話でも、駅前再開発とかそういう再活用とかの一環として、そういう跡地を利用したり解体して跡地を活用するとか、そういう考えはないでしょうか。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 議員のおっしゃられるとおり、明治通りにおきましても、駅前から中町の警察の丁路地には、両サイド、家の軒並みが続いていたというような形でございますけれども。大変、今言われたとおり、1軒減り2軒減りというようなことで空き地が増えてきているというのは実情でございます。そういった形の中におきましては、今、村が所有している建物についても、外周的には結構老朽化しているというようなことでございますけれども、中はまだまだ雨漏りもしなくてしっかりしているというようなことで、どうしようかというような部分で、長年活用について検討し、一時はある施設にというようなことも検討課題に上がったわけでございますけれども、なかなかそういう利活用について、なかなか話が来ないというような形でございますけれども、今後においては、相対的な部分の中においては検討していかなきゃいけないかなと思っているところでございます。

また、駅前等、それから明治町内のそういった空き地については、やはりそういうホームページ等、空き家情報等の中へ載せる、これ地権者の皆様方のご意向もございまして、あける中で、また違った面での活用が図っていただければと思うところでございます。

なかなか村がそういう空き地をストックという部分になりますと、やはり単独の予算で取得というようなことは大変難しいと。次の事業があつて、その事業のために取得して、次の年はその事業を行うというような中で、起債とか補助金が活用できるというようなことでございますけれども、そういったものがなければ、なかなかそれだけをただストックするということは、大変財政的に難しいのではないかなと思っておりますけれども。そういった今後空き家について、いろんな方面から、いろんな活用がされればありがたいかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員。

○3番（宮下 朗君） 特に空き店舗については、なかなか活用が難しいという部分もあります。そういう中で解体していくというような方向で進んできていると思ひます。本当に何軒も出てきて、年に一、二件ずつ更地になっていくというような寂しい状況でもありますけれども、ぜひ、今後の活用、また村のほうの主導もお願ひしたいと思ひます。

すみません。通告にない質問で申し訳なかつたですけれども。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（峯村賢治君） 宮下議員に申し上げます。

やはり通告に従つて質問をお願ひしたいと思ひます。

3番、宮下議員の一般質問が終了しました。

ここで40分まで休憩したいと思ひますので、お願ひいたします。40分開始です。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時40分

○議長（峯村賢治君） 休憩を閉じ、再開します。

◇ 茂 木 泰 男 君

○議長（峯村賢治君） 4番、茂木議員の一般質問を許可します。

なお、茂木議員より着座にての質問を行うことの要望を受けております。これを許可します。

茂木議員。

○4番（茂木泰男君） さきに通告した3項目について、一問一答でお尋ねします。

大変恐縮ですが、自席にて着座のまま質問させていただきます。

質問に入る前に、答弁は結構ですので、通告していませんが、他県での出来事で、保育園、幼稚園の虐待事案が報道されていますが、この報道をどのように受け止めているのか、また、麻績保育園ではこのような事案はなかったか。

それでは、本題に入ります。

質問用紙1、保育園の送迎における安全対策についてお聞きします。

昨年7月、福岡県で、5歳児が送迎バスに取り残されて死亡し、本年9月5日にも、静岡県で、3歳児が5時間も車に取り残され、重度熱中症で亡くなりました。検証では、車内温度は40度以上あったそうです。その後、福岡、大阪、同様な痛ましい事故が発生しました。いずれも大人の無責任、また、車内確認の初歩的ミスであった。そこで、通園時の村営バスの運転手に対する安全教育は実施されているのかお聞きしたい。

○議長（峯村賢治君） 森山総務課長。

○総務課長（森山正一君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

村営バスにつきましては、自家用有償旅客運送でありまして、輸送の安全及び旅客の利便の確保のため、運行管理者でありますアルピコタクシー株式会社が、運転者に対して安全な運転のための確認及び指示を行っているところであります。

具体的には、先ほど議員おっしゃいましたように、送迎バスの痛ましい事故が発生しておりますが、その発生前から、聖高原駅到着後に車内の忘れ物も含めて異常の確認をさせていただいております。

また、保育園児に限らず、各バス停で何人乗車し何人下車したかを記録していただいております。また、乗車人数の合計と降車人数の合計に相違がないかなど、運行ごとに確認をいただいております。

また、村営バスの運転手は、毎年、アルピコタクシー株式会社が行う安全運転講習会の受講が義務づけられておりまして、安全教育がなされております。麻績営業所内におきましても、情報の共有や確認の徹底強化に努めていただいております。

以上であります。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 今の答弁で、大変安全、子供たちが守られているなど大変うれしく思われます。

要旨2に入りますけれども、運転手と保育園、また保護者との事故防止に対する体制は徹底されているのか。1と2で同じような問いですが。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） 私のほうからお答えいたします。

現在、保育園のバス通園につきましては、小・中学校と同様に村営バスを利用しております。人数は樺内線で2名、滑沢線で2名と、計4名ということであります。

バス通園に関しての事故防止ということですが、交通事故に関しての徹底は、保育園において、急に飛び出さない、車の近くでは遊ばないなど徹底しております。また、登園する朝は、保護者が最寄りのバス停まで連れてきていただきまして、降車する際は、保育士がバス停まで迎えに行き、降車する園児を確実にバスから引き継ぎます。

朝のバスに乗らない場合は、保護者から保育園に連絡をしていただくことになっていますが、連絡がなくバスに乗ってこない場合につきましては、担任から保護者に連絡をし、保護者による送迎なのか欠席なのかという部分を確認しております。

また、運転手との降り残しなどの事故防止の徹底でありますけれども、先ほど総務課長のほうから答弁ありましたとおり、降車の際に保育士と運転手による確認をしているほか、バスが駅に戻った際に車内の清掃をしますので、そこでも降り残しの確認等はできますが、過去においてそのようなことはありません。

また、利用する保育園児や児童・生徒に、車内に忘れ物があった場合などにつきましては、運転手の方より保育園に連絡をしていただくなど、気を配っていただいております。

運転手の方も子供たちの乗降場所は把握されておまして、声がけをしていただくことや、時には指導していただくなど、ありがたい対応をしていただいております。今後も継続して事故のないバス通園を心がけ、安全確保に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 今の答弁で、運転手、保育園、保護者との事故防止ができているとのことで安心しているわけですが、引き続き、今後も児童を守るためにも、それぞれが連携し、

事故防止に努めていただきたい。

それでは、質問2に入ります。

小学校への除雪機の配置についてです。

要旨1、これから冬期間に向けて大雪が心配されるが、学校においては、先生、用務員に除雪が負担になると思うが、現在まで、小・中学校の除雪はどのように行われているのかお聞きしたい。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） お答えいたします。

小・中学校とも、学校へ通じる道につきましては村道ということになっております。児童・生徒が登校する前に、担当業者により除雪がなされておるところであります。

また、小学校においてはプール南側の駐車場、中学校においては給食調理室に続く職員の駐車場まで、除雪業者の方が配慮して行ってくれています。

小・中学校とも、用務員や職員が児童・生徒の登校前に除雪を行っておりまして、子供たちなどの当番制という部分は取っておりません。ただ、登校した児童・生徒が自主的に行ってくれていることもあります。除雪に協力する姿勢や、後から来る児童・生徒への配慮などの面からも、頼もしく思うものであります。

また、授業中など、用務員や空き時間の職員が除雪を行うこともあります。その際、小学校では役場の除雪機を使って、用務員が除雪を行っているというところになっております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 現在、私、この間、用務員さんに、ここまで来て聞いたんですが、大雪が降った場合には、私物を持ってきて除雪しているとお聞きしました。雪が降る降らないにかかわらず、除雪機はやっぱりこういう公共事業というのは配置が必要だと思いますが。

○議長（峯村賢治君） 臼井教育次長。

○教育次長（臼井太津男君） お答えします。

小・中学区への除雪機の配置につきましては、近年は除雪が必要となるまとまった雪が降るような回数も、以前と比べ少なくなってきておるんですが、降るときは短時間で急激に降り積もるようになってきている傾向があると思われまます。

役場の除雪機につきましても、そういうこともありまして、以前より稼働回数自体は減っている中で、新たに学校に除雪機を配置することが喫緊の課題とは考えておりません。

小学校においては、役場の除雪機をシェアして除雪を行うこともできますし、中学校においては、生徒が協力して除雪を行ってくれることも大切なことと考えております。

中学校におきましては、日中に役場の除雪機を使うことが可能ですし、除雪機の移動手段としましては、中学校のほうにも軽トラック、公用車であります軽トラックを配置しておりますので、必要に応じて運搬して活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 今は、答弁したことを聞いて、大変ありがたく、またうれしく思います。

それでは、質問事項3に入ります。

麻績村コロナ感染対策について。

県下では第8波新型コロナ感染がまん延しており、感染者数も高止まり傾向だが、医療非常事態宣言が継続中であり、行動制限もない中、年末年始を迎えるに当たり心配な状況です。そこで、現在の村全体の感染状況はということで、先ほど、何人かの議員さんが同じ質問をしていると思いますが、それは答弁を省いてもらって結構です。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） お答えいたします。

こちら麻績村での感染状況ということにつきましては、今までは市町村ごとで何名という発表があったんですが、それがもうなくなったものですから、麻績村自体にもその感染者数という情報が下りてきません。ですので、松本地域の中のうち、もしかすれば麻績村の方が入っている可能性があるということで、私たち行政側としても推測することしか、今できない状況でございます。

以上でございます。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 小・中学校の感染の対策というのは、また今の答弁と全く同じだと思いますので結構です。

最近までのワクチン接種状況はですが、これはどういう具合になっているのか。令和4年4月から11月までのコロナウイルス感染者数は、これはお分かり次第で結構です、何月、例えば10月なら10月。一時は、やっぱりテレビで報道されましたよね、テレビで。あれのときは、やっぱり注意しなきゃいけないな、麻績村、我が村は3名、他村は何名といったとき、

あれが終わってから、何かたがが抜けたようで、皆、村民がそういっています。やっぱり分かれば、本当は分かれば、保健所のほうから役場へは来ないですよ、そういう何名とかそういう数は、今は。

○議長（峯村賢治君） 塚原村長。

○村長（塚原勝幸君） 今、議員おっしゃられるとおり、今、麻績村の中において、今現状でもどのくらいの方が感染しているかという把握については、一切分からないというのが実情でございます。

今まで、以前でありますと、松本振興局の局長さんのほうから、夕方にメールが入りまして、麻績村、何名、今日は感染していますよというようなあれがあったわけでございますけれども、今はそういった配信が全くないというような形の中においては、全く麻績村において何名というのは分からないというような状況でございます。

先ほど住民課長のほうからも答弁ございましたけれども、松本市は独自で持っておりますので、松本市の横に松本地域というふうに、やはりこの東筑と安曇、塩尻等も入るわけでございますけれども、その中に麻績村の感染者が入っているというような形でございますので、実際的に麻績村のそういう危機管理の上から、感染者数が大体このくらいいると分かれば、やあちょっと気をつけなきゃいけないとか、ああよくなってきたとか、村民の皆さん方もやはり安心をするわけでございますけれども、今現状においては、そういった報告がないということでございますので、人数的なものについても把握はされていないということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 県内でも65歳以上の基礎疾患や障害を持つ人は、健常者に比べて重症化のリスクが高いといわれているが、麻績村において65歳以上、障害を持つ人の予防接種はどのくらいいるのか、これもちょっと分かんないかな。

○議長（峯村賢治君） 青木住民課長。

○住民課長（青木秀典君） 申し訳ございません。今、手元に資料がないものですから、正直そこまでの集計も今できていない可能性が高いので、申し訳ございません。

○議長（峯村賢治君） 茂木議員。

○4番（茂木泰男君） 最後になりますが、ワクチン接種業務に尽力されている関係者に感謝するとともに、障害を代表する立場として、引き続き安心して過ごせる環境を整えていただ

くことをお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（峯村賢治君） 4番、茂木泰男議員の一般質問が終了しました。

◎委員長報告

○議長（峯村賢治君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

社会文教委員会に付託しました第4－5号 安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善を求める意見書の提出を求める陳情の結果についての報告を求めます。

塚原議員。

〔社会文教委員長 塚原利彦君 登壇〕

○社会文教委員長（塚原利彦君） 社会文教委員会に付託をされました陳情1件についての審査結果を報告いたします。

審査結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

第4－5号 安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善を求める陳情について。

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない医療崩壊や、介護を受けたくても受けられない介護崩壊が現実となっています。これは感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。

人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間も連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するためにも、労働時間規制を含めた実効ある対策は猶予できない喫緊の課題です。

また、毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充などの機能強化が強く求められます。

こうした現状から、本陳情の趣旨は妥当であり、当委員会は採択、意見書提出と決定いたしました。

以上、社会文教委員会に付託されました陳情1件についての審査報告といたします。

○議長（峯村賢治君） ただいまの社会文教委員長の報告によると、第4－5号 安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善を求める意見書の提出を求める陳情について、採択、意見書提出です。

それでは、付託案件の採決をします。

委員長の報告のとおり、第4－5号の陳情は、採択、意見書提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、第4－5号の陳情は、採択、意見書提出をすることに決定しました。

続いて、総務経済委員会に付託しました第4－6号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出を求める陳情の結果についての報告を求めます。

宮下朗総務経済委員長。

○総務経済委員長（宮下 朗君） 総務経済委員会に付託されました陳情1件を審査した結果を報告いたします。

審査した結果は、請願・陳情・要請等審査結果報告書のとおりです。

第4－6号 免税軽油制度の継続を求める陳情については、採択、意見書提出といたしました。

免税軽油制度が、令和6年3月末で廃止される状況にあります。免税軽油制度は、道路を走らない機械を使う請負について軽油引取税を免除する制度で、農業用機械や船舶、倉庫や湾口などで使うフォークリフトなど、道路を使用しない機械燃料用の軽油について免税が認められてきたものです。

スキー場産業では、作道事業者が使うグレンデ整備車、降雪機等に使う軽油が減税となっており、この制度がなくなれば、スキー、スノーボード等の冬季観光産業が大きな負担を強いられ、スキー場の運営、維持が困難となるとともに、地域の経済全体に深刻な影響を与えることが危惧されます。

よって、当委員会は陳情の趣旨に賛同し、採択、意見書提出と決定いたしました。

以上、総務経済委員会に付託されました陳情1件の審査結果報告といたします。

以上です。

○議長（峯村賢治君） ただいまの総務経済委員長の報告によると、第4－6号 免税軽油制

度の継続を求める意見書の提出を求める陳情について、採択、意見書提出です。

それでは、付託案件の採決をします。

委員長の報告のとおり、第4－6号の陳情は、採択、意見書提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（峯村賢治君） 本日予定されました議事日程は全て終了いたしました。

以上で、令和4年第4回麻績村議会12月定例会第2日目を散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時01分

令和4年第4回麻績村議会定例会（第3日）

議事日程（第3号）

令和4年12月13日（火）午前9時開議

開議の宣告

議事日程の説明

- 日程第 1 議案第 1 号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 3 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 5 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 6 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 7 号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 8 議案第 8 号 麻績村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 9 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 10 号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 11 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 12 号 令和4年度麻績村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第 13 議案第 13 号 令和4年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 14 議案第 14 号 令和4年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 15 議案第 15 号 令和4年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 16 議案第 16 号 上程
- 日程第 17 議案第 16 号 令和4年度上井堀地区水道施設整備事業請負契約の変更契約について

日程第18 発議第 1号 「安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善を求め
る意見書」の提出について

日程第19 発議第 2号 「免税軽油制度の継続を求める意見書」の提出について

日程第20 発議第 3号 議会議員の派遣について

日程第21 閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）

出席議員（8名）

1番	飯 森 茂 孝 君	2番	塚 原 利 彦 君
3番	宮 下 朗 君	4番	茂 木 泰 男 君
5番	飯 森 寛 志 君	6番	宮 川 秀 俊 君
7番	清 水 清 君	8番	峯 村 賢 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（9名）

村 長	塚 原 勝 幸 君	副 村 長	宮 下 利 秀 君
教 育 長	加 瀬 浩 明 君	村づくり推進 課 長	塚 原 敏 樹 君
総 務 課 長	森 山 正 一 君	振 興 課 長	塚 原 貴 志 君
観 光 課 長	宮 下 浩 保 君	教 育 次 長	白 井 太 津 男 君
代表監査委員	飯 森 力 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	塚 原 優 仁	書 記	堀 内 勝
--------	---------	-----	-------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（峯村賢治君） おはようございます。

定刻となりました。

ただいまの出席議員、8名全員です。定足数に達していますので、令和4年第4回麻績村議会12月定例会第3日目を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

報道関係者より、写真撮影、議会傍聴の申出がありましたので、これを許可します。

◎議事日程の説明

○議長（峯村賢治君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

事務局長より、議案等の確認及び日程等について説明願います。

事務局長。

〔事務局長説明〕

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第1、議案第1号 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第2、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第3、議案第3号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第4、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第5、議案第5号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり認定いたしました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第6、議案第6号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第7、議案第7号 職員の再任用に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第8、議案第8号 麻績村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第8号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第9、議案第9号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第9号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第10、議案第10号 特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第10号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第11、議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第11号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第12、議案第12号 令和4年度麻績村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第12号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第13、議案第13号 令和4年度麻績村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第13号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第14、議案第14号 令和4年度麻績村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第14号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第15、議案第15号 令和4年度麻績村水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第15号は原案どおり可決いたしました。

◎議案第16号の上程、提案理由の説明

○議長（峯村賢治君） 日程第16、議案第16号 令和4年度上井堀地区水道施設整備事業請負契約の変更契約についてを上程いたします。

提出者の提案理由説明を求めます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 令和4年12月定例議会に提出いたしました追加議案の提案理由を申し上げます。

議案第16号 令和4年度上井堀地区水道施設整備事業請負契約の変更契約についての提案理由を申し上げます。

令和4年8月10日付で議会の議決をいただき、事業を進めてまいりました令和4年度上井堀地区水道施設整備事業について、契約内容に変更が生じたため、地方自治法第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、議決後は仮契約を本契約に切り替えるものであります。

以上、議案1件です。よろしくご審議のほうお願いいたします。

○議長（峯村賢治君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

補足説明がありましたら行ってください。

〔発言する者なし〕

○議長（峯村賢治君） ないようです。

お諮りします。

ここで暫時休憩し、議案第16号について、全員協議会にて提出者より詳細説明を受けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

それでは、暫時休憩といたします。委員会室へ移動してください。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時26分

○議長（峯村賢治君） 会議を再開いたします。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第17、議案第16号 令和4年度上井堀地区水道施設整備事業請負契約の変更契約についてを議題といたします。

質疑を行います。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、議案第16号は原案どおり可決いたしました。

◎発議第1号の上程、質疑、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第18、発議第1号 「安全・安心の医療・介護実現のための人員増と処遇改善を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第1号は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎発議第2号の上程、質疑、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第19、発議第2号 「免税軽油制度の継続を求める意見書」の提出についてを議題といたします。

質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第2号は原案どおり同意することに決定いたしました。

◎発議第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（峯村賢治君） 日程第20、発議第3号 議会議員の派遣についてを議題といたします。

質疑を行います。

発議第3号について質疑のある方の発言を求めます。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） それでは、質疑を打ち切り、討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（峯村賢治君） 全員挙手。

全員賛成と認め、発議第3号は原案どおり可決いたしました。

◎閉会中の所掌事務調査の件について（議会運営委員会）

○議長（峯村賢治君） 日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてを議題といたします。

議会運営委員長より、麻績村議会会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました

本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項等について、閉会中の所掌事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（峯村賢治君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

◎村長挨拶

○議長（峯村賢治君） 本日予定されました議事日程は終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

ここで、村長から挨拶がございます。

塚原村長。

〔村長 塚原勝幸君 登壇〕

○村長（塚原勝幸君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

令和4年第4回麻績村議会定例会におきましては、提案を申し上げました16議案、慎重にご審議をいただき、原案どおりお認めいただきましたことを心よりお礼を申し上げるところでございます。

また、一般質問につきましては、7名の議員から貴重な提言を、そして課題等につきましてただしていただきました。ご決定いただきました事項につきましては、いずれもこれからの村づくりに大変重要な事項と受け止めております。

今後、事業実施につきましては、ご承知のとおり、限られた財源の中で何を優先的に実施していかなければならないか、しっかり見据えて具現化してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

今年も残すところあと僅かとなりました。新型コロナウイルス感染症につきましては、感染者が拡大することなく収束に向かうこと、また、物価高騰が収まり、暮らしやすい住民生活が戻りますことを願い、議員各位をはじめ村民皆様には、ご健勝で輝かしい新年を迎えら

れますように心からご祈念申し上げ、今定例会の閉会に当たりまして御礼の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（峯村賢治君） 以上をもちまして、令和4年第4回麻績村議会12月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 9時32分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員